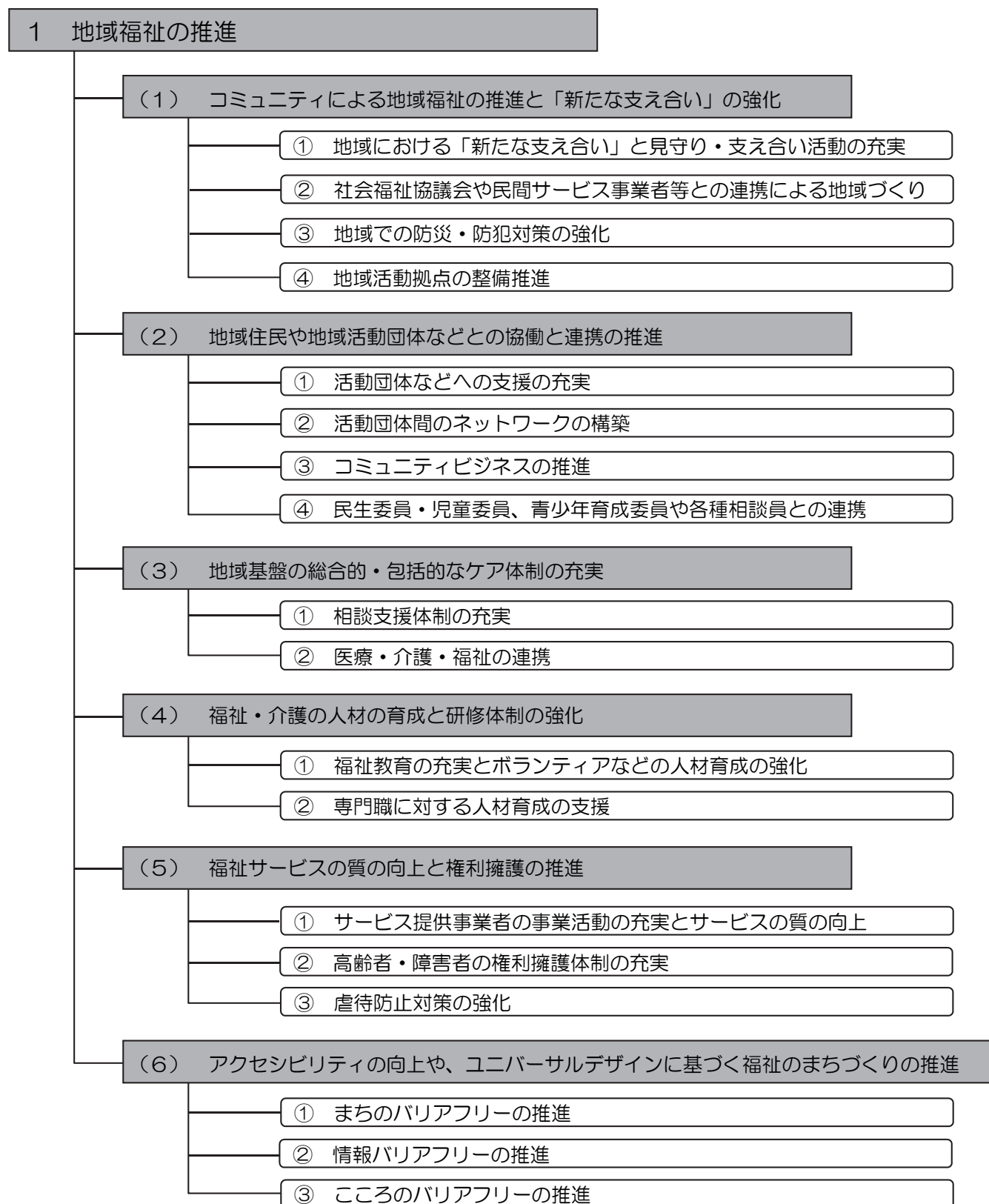


V 地域保健福祉の推進

※担当課名等につきましては、平成 27 年度当初の名称でお示し
しています。

施策の体系



V
地域保健福祉の推進

2 地域における自立生活支援

(1) 高齢者・障害者の自立支援の強化

- ① 相談支援体制の強化
- ② 地域移行・地域定着支援の推進
- ③ 在宅サービス等の充実
- ④ 日中活動の場の充実
- ⑤ その他医療費などの助成

(2) 多様な住まいの確保と施設サービス等の基盤整備

- ① グループホーム等多様な住まいの整備推進
- ② 安定した居住を支える住宅施策の充実
- ③ 継続した居住を支える住宅改善の促進
- ④ 特別養護老人ホーム等施設整備の推進

(3) 生活支援・介護予防サービスの構築

- ① 総合的な介護予防事業の推進

(4) 社会参加の促進

- ① 外出支援サービスの充実
- ② 生涯学習や余暇活動等の充実
- ③ 意思疎通支援の充実
- ④ 福祉と文化の融合

(5) 高齢者・障害者の就労支援の強化

- ① 就労支援施策の充実・強化
- ② 福祉的就労の充実

(6) 生活困窮者等への自立支援の強化とソーシャルインクルージョンの推進

- ① 生活困窮者に対する支援の充実
- ② 生活保護受給者の自立の助長
- ③ 生活困窮世帯の子どもに対する支援の充実
- ④ 区内在住外国人などと地域との連携強化
- ⑤ 中国残留邦人等への支援の充実
- ⑤ 原爆被爆者等への支援の充実

3 地域保健・医療の推進

(1) がん予防・こころの健康づくり等重点的に取組む施策

- ① がんの予防・がん対策の推進
- ② こころの健康づくりの推進
- ③ 生涯を通じた女性の健康推進
- ④ 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - i 糖尿病・循環器疾患・メタボリックシンドロームの予防
 - ii たばこ・COPD・アルコール対策

(2) 健康づくりの推進

- ① 栄養と食生活
- ② 身体活動・運動
- ③ 子どもの健康
- ④ 高齢者の健康
- ⑤ 歯と口腔の健康
- ⑥ 地域のつながりの醸成(ソーシャル・キャピタル)

(3) 健康危機管理の強化

- 1) 健康危機への対応
 - ① 健康危機管理体制の整備
 - ② 新型インフルエンザ等対策
 - ③ 災害時の医療、保健衛生体制の構築
- 2) 感染症対策の強化
 - ① 予防接種の推進
 - ② 結核対策
 - ③ エイズ・性感染症対策
 - ④ 感染症対策
- 3) 安全な生活環境の推進
 - ① 食の安全対策
 - ② 飲料水の衛生確保
 - ③ 快適な生活環境の推進
 - ④ 医薬品等の安全性の確保
 - ⑤ 診療所等の安全性の確保

(4) 地域医療体制の充実

① 在宅医療・地域医療連携の推進

② 障害者歯科診療及び休日等の診療

③ 適正な受診の促進と医療制度の周知徹底

1 地域福祉の推進

1 地域福祉の推進

～主要事業の体系～

(1) コミュニティによる地域福祉の推進と「新たな支え合い」の強化

204 ページ

① 地域における「新たな支え合い」と見守り・支え合い活動の充実

- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 地域福祉サポーター制度の導入
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- アウトリーチ事業
- 見守りと支えあいネットワーク事業
- 高齢者クラブの見守り活動
- 認知症サポーター養成講座（認知症キャラバンメイト活動支援）

② 社会福祉協議会や民間サービス事業者等との連携による地域づくり

- リボンサービス事業
- 困りごと援助サービス事業
- サロンづくり支援事業
- 出前ごみ収集事業

③ 地域での防災・防犯対策の強化

- 防犯パトロール
- 防災思想の普及・意識啓発
- 地域防災組織の育成
- 災害時要援護者の避難支援
- 防災マップの作成
- 緊急地震速報等受信端末機の設置
- 災害用バンダナの配付
- 障害者防災の手引の活用

④ 地域活動拠点の整備推進

- 地域区民ひろばの設置
- 区民活動センターの設置
- 公衆浴場を利用した健康づくりモデル浴場整備支援事業

(2) 地域住民や地域活動団体などとの協働と連携の推進

207 ページ

① 活動団体などへの支援の充実

- 地域福祉活動を進める団体への助成
- 区民活動支援事業補助金
- 地域福祉推進事業
- 心身障害者福祉センター施設提供事業

② 活動団体間のネットワークの構築

- NPO 連携組織への支援
- ボランティア団体等との連携、活動支援
- 街全体をキャンパスに！大学と地域の連携推進

③ コミュニティビジネスの推進

- 空き店舗対策事業
- 商店街イベント事業
- コミュニティビジネス支援講座

④ 民生委員・児童委員、青少年育成委員や各種相談員との連携

- 民生委員・児童委員および主任児童委員
- 青少年育成委員
- 障害者相談員
- 介護相談員

(3) 地域基盤の総合的・包括的なケア体制の充実

209 ページ

① 相談支援体制の充実

- 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）による総合的支援

② 医療・介護・福祉の連携

- 地域ケア会議
- もの忘れ相談事業
- 在宅医療相談窓口

(4) 福祉・介護の人材の育成と研修体制の強化

210 ページ

① 福祉教育の充実とボランティアなどの人材育成の強化

- ボランティア体験活動、福祉に関する教育の推進
- 副籍制度を活用した交流および共同学習の推進
- 福祉体験学習の支援
- ボランティア講座
- 子ども・若者の「次代を担う力」育成事業
- ふくし健康まつり等
- 手話講習会
- 子ども地域活動支援事業
- 子育て人材開発・活用事業
- 障害者サポート講座（地域生活支援事業）
- 夏！体験ボランティア
- ボランティア活動のPR
- 障害者舞台観賞支援

② 専門職に対する人材育成の支援

- 介護保険事業者連絡会議
- 障害福祉サービス提供事業所連絡会
- 介護支援専門員研修
- 職員研修の充実
- 地域密着型事業者の支援・指導体制の充実

(5) 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

212 ページ

① サービス提供事業者の事業活動の充実とサービスの質の向上

- 認知症高齢者グループホーム等第三者評価受審支援
- 障害者通所施設に対する第三者評価受審支援
- 介護保険事業者に対する指導・監査事業
- 障害福祉サービス提供事業者の指導検査

② 高齢者・障害者の権利擁護体制の充実

- 福祉サービス権利擁護支援室の運営
- 成年後見制度利用支援
- 法人後見事業
- 福祉サービス利用援助事業〈地域福祉権利擁護事業〉
- 苦情対応システムの構築
- 権利擁護ネットワーク会議
- 障害者権利擁護連絡体制の整備
- 障害者差別解消法の周知・庁内調整・豊島区要領の策定

③ 虐待防止対策の強化

- 認知症・虐待専門対応事業
- 高齢者虐待対応決定会議
- 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援事業）

(6) アクセシビリティの向上や、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの推進

214 ページ

① まちのバリアフリーの推進

- 池袋駅および駅周辺整備検討
- 大塚駅周辺整備事業
- 障害者まち歩き調査
- 福祉のまちづくり関連法規に基づく整備指導
- 条例に基づく整備指導
- 公共施設のバリアフリー化
- 区道のバリアフリー化
- 公園のバリアフリー化
- 放置自転車の撤去

② 情報バリアフリーの推進

- 区ホームページの活用
- 広報紙や便利帳および点字・声の広報や点字版便利帳の発行
- 障害者福祉広報
- 福祉テレホンサービス
- 視覚障害者外出支援事業（音声による道案内）
- 点字図書 of 給付
- 点字図書館の運営
- 視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業
- 手話通訳者派遣事業（地域生活支援事業）
- 要約筆記者派遣事業（地域生活支援事業）

③ こころのバリアフリーの推進

- 福祉のまちづくり普及推進
- 路上喫煙防止の推進
- 違反広告物の指導および撤去
- ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発
- 障害者サポート講座（地域生活支援事業）（再掲）

1 地域福祉の推進

(1) コミュニティによる地域福祉の推進と「新たな支え合い」の強化

① 地域における「新たな支え合い」と見守り・支え合い活動の充実

◇主な事務事業

<p>○コミュニティソーシャルワーカーの配置 福祉総務課／社会福祉協議会</p> <p>子どもから高齢者まで誰もがが必要な福祉サービスなどを利用でき、地域の中で孤立することなく、つながりを持って生活できるよう「新たな支え合い」のシステムを備えた地域を形成するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置します。</p>
<p>○地域福祉サポーター制度の導入 社会福祉協議会</p> <p>区民ならだれでも参加できる地域福祉サポーターの制度を導入して、地域の福祉課題を共有し、解決に向けて活動できるしくみをつくります。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をはじめ、民生委員・児童委員や関係機関・団体等と連携しながら、課題解決の担い手として活動する環境の整備を図ります。</p>
<p>○スクールソーシャルワーカー活用事業 教育センター</p> <p>学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や児童相談所、医療機関など関係機関と連携を図るためにスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置します。</p>
<p>○アウトリーチ事業 高齢者福祉課</p> <p>高齢者の生活実態などを把握し、状況に応じて地域の組織・住民による見守り活動をコーディネートし、高齢者の孤立化を防止します。さらに、高齢者一人ひとりが住み慣れた場所で安心して生活できることを目的とし、地域における各種見守り活動組織や住民が連携し、協働することを支援します。</p>
<p>○見守りと支えあいネットワーク事業 高齢者福祉課</p> <p>主にボランティアによる「見守り活動協力員」・「民生委員・児童委員」が協力・連携して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、声かけなどによる安否確認などを行います。</p> <p>また、郵便事業者や新聞販売店など、戸別訪問を業態としている事業者の協力を得て、高齢者の行動などに異変を発見した場合の通報体制を整備し、見守り活動を強化します。</p>
<p>○高齢者クラブの見守り活動 高齢者福祉課</p> <p>各地域の高齢者クラブの会員が、近隣に住む寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者などの家庭を訪問し、話し相手や家事援助などを行うことにより、高齢者の孤独感の解消を図るなど、高齢者を支援します。</p>
<p>○認知症サポーター養成講座（認知症キャラバンメイト活動支援） 高齢者福祉課</p> <p>地域において認知症の正しい理解を促進し、認知症の方の見守り支援を行う認知症サポーターを養成する講座を、認知症キャラバンメイトを講師として開催し、認知症にやさしいまちづくりを目指します。</p>

② 社会福祉協議会や民間サービス事業者等との連携による地域づくり

◇主な事務事業

<p>○リボンサービス事業 社会福祉協議会 地域の方々の参加と協力により、日常生活において援助を必要とする人々に、家事援助や外出支援を中心とした支え合いのサービスを提供し、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。 また、協力会員を募り、地域の支え合い活動の参加へのきっかけづくりを行います。</p>
<p>○困りごと援助サービス事業 社会福祉協議会 65歳以上の高齢者や障害者世帯を対象に、電球の交換や、水道パッキンの取替えなど、ちょっとした困りごとに地域の協力員が対応し、日常生活を応援します。</p>
<p>○サロンづくり支援事業 社会福祉協議会 町会・自治会をはじめとする区民の団体が、高齢者や障害者などの閉じこもりの防止や子育て中の世代を地域で応援することを目的としたサロンの開設を支援します。</p>
<p>○出前ごみ収集事業 豊島清掃事務所 自力で資源やごみを出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない高齢者、障害者の世帯に、戸別の訪問収集を行います。</p>

③ 地域での防災・防犯対策の強化

◇主な事務事業

<p>○防犯パトロール 防災危機管理課（治安対策担当） 委託契約の警備員による、繁華街および住宅地域の巡回パトロールを行い、犯罪防止に向け、治安対策を強化します。 区立小学校・保育園・子どもスキップなどの子ども関連施設に立ち寄り、施設の安全点検も実施します。</p>
<p>○防災思想の普及・意識啓発 防災危機管理課 防災意識の高揚の持続性を保つため、防災地図やパンフレットを発行するとともに防災座談会などを開催し、防災思想の普及啓発を図ります。</p>
<p>○地域防災組織の育成 防災危機管理課 町会を中心とした災害時における地域防災組織の行動力向上を目的とし、組織運営への指導助言や財政的な支援を行い、組織の活性化を目指します。 防災リーダー研修などを通して、地域の防災リーダーを育成します。</p>
<p>○災害時要援護者の避難支援 防災危機管理課 災害時に助け合える地域を目指して、災害時要援護者の避難支援プランを作成し、安否確認や避難支援の対策を推進します。 モデル地域を設定し、区民ひろばなどを活用した災害時要援護者支援の新たな組織をつくり、地域におけるサポート体制を確立します。</p>
<p>○防災マップの作成 福祉総務課 豊島区民生委員・児童委員協議会では、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障害者、子育て家庭などに対して、日常的な見守りと生活の支援を通し、自然災害時における安否確認に向けた取組みとして、防災マップを作成し避難時の支援に役立てます。</p>
<p>○緊急地震速報等受信端末機の設置 障害福祉課 聴覚障害者が利用する公共施設に、文字と音声、光によって緊急地震速報を伝える、回転灯付き電光表示機の整備を図ります。</p>

◇主な事務事業

○災害用バンダナの配付 障害福祉課

災害時に手話通訳を必要とする聴覚障害者と手話ができる健聴者を速やかに判別できるように災害用バンダナの配付を進めます。

○障害者防災の手引の活用 障害福祉課

障害ごとに災害に対する備えや災害時の対応、あるいは避難所での障害者のサポート方法などを記載した手引書を活用し、防災意識の向上や避難所生活の環境改善につなげていきます。

④ 地域活動拠点の整備推進

◇主な事務事業

○地域区民ひろばの設置 地域区民ひろば課

これまで、年齢や使用目的により利用に制限があった区の施設（ことぶきの家・児童館など）を、地域に密着した視点から見直し、小学校区を基礎的な単位とした地域コミュニティづくりのための施設として再編し、「地域区民ひろば」として整備します。「地域区民ひろば」が、乳幼児から高齢者まで、誰もが地域社会の多様な活動の拠点として利用できるよう運営を支援します。

平成 18 年度に 9 地区からスタートしましたが、最終的には、後期基本計画の計画期間中である平成 27 年度中に全 22 地区で実施される予定です。また、地域住民による地域課題の解決を目指す「自主運営」も、平成 26 年度末現在 5 地区で行われており、今後も精力的に推進していきます。

○区民活動センターの設置 区民活動推進課

地域活動団体の活動拠点であり、事務所機能と団体相互の交流場所や情報発信の機能をあわせ持つ施設として、東部区民事務所 2 階に設置。

NPO 活動支援講座などを実施し、区民活動を推進する人材の育成や区民の NPO への理解を深めるための支援を行います。

○公衆浴場を利用した健康づくりモデル浴場整備支援事業 生活産業課

平成 16 年度策定の健康づくりモデル浴場整備構想研究会調査研究報告書に基づき、健康づくり事業を積極的に行う公衆浴場経営者に対して、設備の改修などの一部を支援していきます。

(2) 地域住民や地域活動団体などとの協働と連携の推進

① 活動団体などへの支援の充実

◇主な事務事業

<p>○地域福祉活動を進める団体への助成 社会福祉協議会</p> <p>共同募金を財源とした助成制度の充実を図り、地域福祉活動を進める団体に対し、事業に対する助成のほか、先駆的な取組みを行う団体の運営費などの助成を行い、区民の福祉向上を図ります。</p>
<p>○区民活動支援事業補助金 区民活動推進課</p> <p>自主的に区民福祉や、地域づくりに貢献する活動をしている区民グループの事業に対し、補助金を交付し活動を支援します。</p>
<p>○地域福祉推進事業 社会福祉協議会／福祉総務課</p> <p>地域の実情に応じて、創意と工夫により、地域の社会資源を有効に活用し実施する福祉サービスなどの事業展開に対し、その経費の一部を補助し活動を支援します。 (家事援助サービス・配食サービス・移送サービス)</p>
<p>○心身障害者福祉センター施設提供事業 障害福祉課</p> <p>区内の障害者とその家族および関係する団体やボランティアなどに、心身障害者福祉センターの会議室・調理室などを、自主的な活動の場として提供します。</p>

② 活動団体間のネットワークの構築

◇主な事務事業

<p>○NPO 連携組織への支援 区民活動推進課</p> <p>異なる分野の団体が協力関係をつくり、相互の連携を深めた活動ができる場としての連携組織の継続的活動を支援します。</p>
<p>○ボランティア団体等との連携、活動支援 社会福祉協議会</p> <p>様々なボランティア活動が地域社会に大きな広がりを見せるなか、イベントや地域活動を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワークの構築を図ることにより、活動の輪を広げます。</p>
<p>○街全体をキャンパスに！大学と地域の連携推進</p> <p style="text-align: right;">企画課／学習・スポーツ課／指導課</p> <p>「街全体をキャンパスに！地域と6大学のシンフォニーから未来への価値を創造する」というコンセプトの下、豊島区全体をキャンパスとしてとらえ、大学と区が相互の発展および魅力と活力あるまちづくりに寄与するため、区内6大学と協定を締結し、互いの個性と強みを発揮した連携・協働事業を推進します。</p> <p>6大学との協定に基づく最初の取組みとして、区と6大学が協働で「としまコミュニティ大学」を開校し、「人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場」として各大学の特色を活かした講座を開催しています。</p>

③ コミュニティビジネスの推進

◇主な事務事業

<p>○空き店舗対策事業 生活産業課</p> <p>商店街が空き店舗を活用して子育て支援や介護サービスなどの事業を行う場合に、改修経費や家賃の一部を補助するとともに、NPOなどの協働を推進し事業のさらなる展開と商店街の活性化を図ります。</p>
<p>○商店街イベント事業 生活産業課</p> <p>商店街が地域と一体となって実施するイベント事業に対し費用の一部を補助し、商店街の活性化と地域コミュニティの形成を図ります。</p>
<p>○コミュニティビジネス支援講座 区民活動推進課</p> <p>地域の抱える課題を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を活用し解決していくことで、地域の活性化を図ります。</p>

④ 民生委員・児童委員、青少年育成委員や各種相談員との連携

◇主な事務事業

<p>○民生委員・児童委員および主任児童委員 福祉総務課</p> <p>それぞれの担当地域において、生活困窮者、高齢者、母子、心身障害者などに対して相談や援助を行い、関係行政機関との橋渡しを行います。</p>
<p>○青少年育成委員 子ども課</p> <p>地域において青少年活動を行う際、そこに関わる人々の相談に応じて、様々な活動に関する情報提供などの支援を行います。</p>
<p>○障害者相談員 障害福祉課</p> <p>障害者や家族の方々から相談を受け、関係機関との連絡調整など必要な支援を行います。</p> <p>また、障害者に対する認識と理解を深めるための活動を行います。</p>
<p>○介護相談員 介護保険課</p> <p>区から委嘱された介護相談員が、介護保険施設などを訪ね、介護サービス利用者の、日常的な疑問や不満をくみ取り、相談に応じながら利用者と事業者・区の橋渡しを行い、問題の解決や介護サービスの質の向上などのために活動します。</p>

(3) 地域基盤の総合的・包括的なケア体制の充実

① 相談支援体制の充実

◇主な事務事業

○高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）による総合的支援

高齢者福祉課

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)において、社会福祉士・保健師等・主任介護支援専門員が中心となり、個別相談や関係者とともに支援方法を検討する「ケア会議」などを通じて、包括的支援事業（総合相談支援・権利擁護・介護予防・包括的継続的ケアマネジメント）を実施し、高齢者一人ひとりをサポートします。

② 医療・介護・福祉の連携

◇主な事務事業

○地域ケア会議 高齢者福祉課

医療・介護等の多職種が協働して支援方針を検討し、個別課題の解決を図るとともに、高齢者の自立支援等高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図ります。

また高齢者の権利擁護、孤立の防止、各種サービスの連携など、様々なテーマで地域の関係者とネットワークづくりのための意見交換や情報共有により地域課題を把握し、地域づくり・資源開発に努めます。

○もの忘れ相談事業 高齢者福祉課

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)において、「認知症かかりつけ医」の中から医師会により派遣された相談医が、もの忘れが懸念される高齢者やその家族の相談に応じ、認知症について早期の相談支援を行います。

また、もの忘れや認知症に関する普及啓発のために、区民公開講座を実施します。

○在宅医療相談窓口 地域保健課

入院患者が退院後、必要な医療や介護のサービスを受けながら、可能な限り自宅などで生活をできるよう、医療と介護のコーディネートを行う在宅医療相談窓口を設置し、在宅医療を希望する区民や在宅医療関係機関のからの相談を受けます。

(4) 福祉・介護の人材の育成と研修体制の強化

① 福祉教育の充実とボランティアなどの人材育成の強化

◇主な事務事業

<p>○ボランティア体験活動、福祉に関する教育の推進 指導課</p> <p>実生活に活かす体験として、児童・生徒の発達段階に応じた目標を設定し、ボランティア活動の意義の理解を深めるとともに、高齢者との交流など、福祉に関する教育を推進します。</p>
<p>○副籍制度を活用した交流および共同学習の推進 教育センター</p> <p>特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住地の小・中学校へ副次的な籍を置き、学校便りの交換や学習活動、行事などへの参加を通して、地域のつながりを維持・継承するとともに、障害者への理解を図ります。</p>
<p>○福祉体験学習の支援 社会福祉協議会</p> <p>豊島区民社会福祉協議会のボランティアセンターでは、多くの人が福祉への理解を深めることを目的に、学校の授業や企業の社員研修における福祉体験学習を支援、コーディネートします。</p>
<p>○ボランティア講座 社会福祉協議会</p> <p>豊島区民社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでは、ボランティア活動推進事業の一環として、入門講座やテーマ別講座、体験講座などを実施し、人材育成を図ります。</p>
<p>○子ども・若者の「次代を担う力」育成事業 学習・スポーツ課</p> <p>ジュニアリーダー講習会の実施により、小中学生が年齢や学校の枠を越えた仲間づくりを図りながら、地域青少年活動において中心的役割を担う指導者を養成します。</p>
<p>○ふくし健康まつり等 障害福祉課</p> <p>「ふくし健康まつり」等の事業において、一般区民などの参加も得て、相互交流を図ることにより、障害者や高齢者に限らず、福祉全般についての理解を深める機会とし、啓発に努めます。</p>
<p>○手話講習会（地域生活支援事業） 障害福祉課</p> <p>聴覚障害者および区登録手話通訳者を講師として、区内在住・在勤者を対象とした手話技術習得の講習会を実施し、手話を通して、聴覚障害者などへの理解を深めるとともに、登録手話通訳者となる人材の育成を行います。</p>
<p>○子ども地域活動支援事業 子ども課</p> <p>子どもが地域社会の大事な担い手として、大人と一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。</p>
<p>○子育て人材開発・活用事業 子ども課</p> <p>地域での担い手となる人材開発及び子育てグループの育成につながる子ども講座を開催し、学習の機会を提供します。また、講座受講修了者を、地域の子育て支援の場で活動できるよう支援します。</p>
<p>○障害者サポート講座（地域生活支援事業） 障害福祉課</p> <p>障害者への声かけや手助け方法の学習、障害疑似体験など、障害者への簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座を区民ひろば等で開催し、障害者への理解促進ならびに交流を図ります。</p>
<p>○夏！体験ボランティア 社会福祉協議会</p> <p>ボランティア活動を体験することにより、自分たちの暮らしている地域社会や社会福祉に対して関心を深め、区民の一人として積極的に社会参加することの意義を学ぶとともに、様々な人々との出会いや体験から、自らの生き方や「ともに生きる」ことの意味を考える機会を提供します。</p>

◇主な事務事業

○ボランティア活動のPR 社会福祉協議会

広報、懸垂幕を活用し、区民の身近な福祉への関心を高めるとともに、ボランティアセンターの機能を知ることにより、区民がボランティア活動に関心を持ち、有効活用できるよう、ポスターやリーフレットなどを作成し、PRを行います。

○障害者舞台鑑賞支援 文化デザイン課

あうるすぽっとにおいて、聴覚障害のある方の舞台鑑賞をサポートする人材を育成しています。

② 専門職に対する人材育成の支援

◇主な事務事業

○介護保険事業者連絡会議 介護保険課

会議を通し、事業者に対し積極的な情報提供に努め、区と事業者との情報の共有化、連携の強化を図ります。

また、利用者本位のサービス環境づくりに向け、事業者相互間の情報交換や連携を促進するうえでの区の役割と支援策を検討します。

○障害福祉サービス提供事業所連絡会 障害福祉課

居宅介護、障害者通所支援、就労支援、グループホームなどの種別ごとに事業所連絡会を開催して、積極的な情報提供および事業者への指導、研修などを行い、連携の強化を図ります。

また、利用者本位のサービス環境づくりに向け、事業者相互間の情報交換や連携を促進するうえでの区の役割と支援策を検討します。

○介護支援専門員研修 高齢者福祉課

介護支援専門員に対して業務に必要な研修を実施することで、区内全体のケアマネジメント能力の底上げを目指します。

○職員研修の充実 福祉総務課

職員が保健福祉の様々な課題に対応できるように研修を行い、職員の能力向上に努めます。

○地域密着型事業者の支援・指導体制の充実 介護保険課

事業所と地域間の連携体制を確立するために、地域密着型事業者が主催する運営推進会議に参加し事業所運営の支援を行います。また、サービスの質の向上を目的に事業所の実地指導を定期的実施し、運営基準に基づき、指導・支援を行います。

(5) 福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

① サービス提供事業者の事業活動の充実とサービスの質の向上

◇主な事務事業

<p>○認知症高齢者グループホーム等第三者評価受審支援 介護保険課</p> <p>第三者評価の受審が義務づけられている認知症高齢者グループホームをはじめ、介護サービスの事業者、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設などに対し、第三者評価の受審支援を行い、サービスの質の向上を図ります。</p>
<p>○障害者通所施設に対する第三者評価受審支援 障害福祉課</p> <p>区立障害者施設および民間の日中活動系サービス提供事業者に対し、第三者評価の受審支援を行い、サービスの質の向上を図ります。</p>
<p>○介護保険事業者に対する指導・監査事業 介護保険課</p> <p>介護保険事業者に対して、指導・育成を強化し質の高いサービスの提供を行うように努めるとともに、不適正な事業運営や不正受給などを行う事業者に対しては、厳正な指導・監査を行い、保険者としての機能を強化します。</p>
<p>○障害福祉サービス提供事業者の指導検査 障害福祉課</p> <p>障害者総合支援法に基づく適切な事業運営に向けて、区における障害福祉サービス提供事業者の指導検査体制について検討します。</p>

② 高齢者・障害者の権利擁護体制の充実

◇主な事務事業

<p>○福祉サービス権利擁護支援室の運営 社会福祉協議会</p> <p>福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」において、高齢者や障害者の権利擁護にかかわる相談支援を行います。</p> <p>また、成年後見制度推進機関として、地域の関係機関と連携するとともに、制度の普及啓発や後見人などへのサポートなどを行い、利用促進を図ります。</p>
<p>○成年後見制度利用支援</p> <p>高齢者福祉課／障害福祉課（障害福祉サービス担当）／生活福祉課／健康推進課</p> <p>福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」と連携し、講演会などを通じ成年後見制度についての普及啓発を進めるとともに、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）などからの相談を通じ、状況によっては、区長申立てによる法定後見制度を活用し、判断能力の不十分な方々の支援を行います。</p>
<p>○法人後見事業 社会福祉協議会</p> <p>成年後見制度を利用したくても、後見人を受任できる親族がいなかったり、経済的な理由で適切な後見人が見つからない方で、一定の要件を満たしている方を対象に、豊島区民社会福祉協議会が法人として後見人になる「法人後見」を受任し、その方の権利を守ります。</p>
<p>○福祉サービス利用援助事業〈地域福祉権利擁護事業〉 社会福祉協議会</p> <p>在宅の認知症高齢者や、知的・精神障害などにより判断能力が不十分な方に対し、契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援します。</p> <p>なお、在宅の要支援・要介護状態の虚弱高齢者や身体障害者などの方々にも同様のサービスを行います。</p>

◇主な事務事業

<p>○苦情対応システムの構築 社会福祉協議会</p> <p>提供された福祉サービスなどの苦情に対しては、福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」での専門相談や第三者機関に諮り、解決を図ります。</p>
<p>○権利擁護ネットワーク会議 高齢者福祉課</p> <p>地域において、弁護士などの専門家や関係機関が連携を密にすることにより、成年後見制度の推進や虐待防止などを図り、権利擁護を推進します。</p>
<p>○障害者権利擁護連絡体制の整備 障害福祉課</p> <p>障害者虐待防止対策支援事業の一環として、権利擁護ネットワーク会議への参画等を通じた関係機関との連携強化を図ります。また、障害者への成年後見制度の周知を図ります。</p>
<p>○障害者差別解消法の周知・庁内調整・豊島区要領の策定 障害福祉課</p> <p>2016（平成28年）年4月施行予定の障害者差別解消法の内容を踏まえ、豊島区で统一的に障害者差別の解消に取り組めるよう要領を策定します。また、障害者差別解消法を関係機関に周知するため、リーフレットを作成します。</p>

③ 虐待防止対策の強化

◇主な事務事業

<p>○認知症・虐待専門対応事業 高齢者福祉課</p> <p>相談を通じ、虐待が疑われるなど対応困難な問題を複合的に抱える場合には、精神科医師・弁護士を交えた「専門ケア会議」や臨床心理士などによる「要介護高齢者援助スタッフ専門相談」を実施し、問題解決を図ります。</p> <p>また、外来受診になかなかつながらない高齢者やその家族に対し、精神科医師による「高齢者こころの相談」（予約制）を実施し、医療機関への橋渡しや在宅での安定した生活の支援を行います。</p>
<p>○高齢者虐待対応決定会議 高齢者福祉課</p> <p>高齢者虐待ケースの通報が寄せられた際に、必要に応じて、弁護士や精神科医を交えた会議を開催し、立入調査の必要性や施設などへの保護、成年後見の区長申立てなど、区としての判断・決定を行います。</p>
<p>○障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援事業） 障害福祉課</p> <p>「障害者虐待防止法」に関する知識や制度の普及啓発を図るとともに、障害者虐待防止に係る機関と「豊島区障害者虐待対応機関連絡会議」を開催し連携強化を図ります。</p> <p>また、障害者虐待防止センターにおいて通報・相談に応じ、適切な支援を行います。</p>

(6) アクセシビリティの向上や、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの推進

① まちのバリアフリーの推進

◇主な事務事業

<p>○池袋駅および駅周辺整備検討 都市計画課（副都心再生担当・拠点まちづくり担当）</p> <p>池袋副都心の都市再生事業に併せ、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、「池袋駅地区バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー化整備を推進するとともに、地下空間での案内誘導システムの改善、線路上空を活用した東西連絡通路の整備など、誰もが利用しやすい歩行者優先の空間整備を進めます。</p>
<p>○大塚駅周辺整備事業 都市計画課（拠点まちづくり担当）</p> <p>まちの南北を結ぶ自由通路整備、駅のバリアフリー化に引き続き、南北駅前広場の整備、自転車駐車場の整備など、誰もが利用しやすい歩行者優先の空間整備を進めます。</p>
<p>○障害者まち歩き調査 障害福祉課</p> <p>セーフコミュニティ「障害者の安全対策委員会」の取組みの一環として、障害者と地域住民がともにまち歩きを行い、はみ出し看板や点字ブロックの摩耗、歩道の段差などを確認し、歩行者の安全上支障を生じている場合には関係機関などに情報提供するなど、バリアの改善を図っていきます。</p>
<p>○福祉のまちづくり関連法規に基づく整備指導 建築課／福祉総務課</p> <p>「豊島区福祉のまちづくり整備要綱」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）」、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進します。</p>
<p>○条例に基づく整備指導 建築課</p> <p>「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」に基づき、道路から住戸に至る経路および住戸内のバリアフリー化を推進します。</p>
<p>○公共施設のバリアフリー化 施設整備課</p> <p>誰もが安心して利用できるよう、既存の公共施設を改修する際にはバリアフリー化の推進を図ります。</p>
<p>○区道のバリアフリー化 道路整備課</p> <p>歩道などの幅員確保、段差解消、勾配の緩和や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した道路整備を推進します。</p>
<p>○公園のバリアフリー化 公園緑地課</p> <p>誰にとっても憩いの場となるような公園を目指し、段差を解消するなどバリアフリー化の推進を図ります。</p>
<p>○放置自転車の撤去 交通対策課</p> <p>駅前周辺で自転車の安全利用と放置自転車解消のためのキャンペーン活動を行います。また、歩道上に放置された自転車の撤去・移動活動を継続的に行い、歩行者の通行の安全を確保するとともに、駐輪場の整備を推進します。</p>

② 情報バリアフリーの推進

◇主な事務事業

<p>○区ホームページの活用 広報課/障害福祉課/介護保険課 ホームページを積極的に活用し、事業者情報を含む様々な情報をよりきめ細かくわかりやすく提供します。</p>
<p>○広報紙や便利帳および点字・声の広報や点字版便利帳の発行 広報課 障害の有無にかかわらず、限られた紙面の中で、求められる情報をわかりやすく提供します。</p>
<p>○障害者福祉広報 障害福祉課 障害者関係施策の周知および利便を図るために、音声コードを添付した「障害者福祉のしおり」を隔年で発行します。また、難しい表現があれば分かりやすい表現に置き換え、漢字には振り仮名を振る等対応をとり、誰が読んでも理解できる冊子（「わかりやすい版」（仮称））の作成に取組みます。また、各種手当や年金などの給付額を周知するために「障害者広報」を年1回発行します。</p>
<p>○福祉テレホンサービス 障害福祉課 障害者福祉などに関する情報をテレホンサービスで提供しています。各種制度や手当に関する情報・区内イベント・生活情報などをお知らせします。</p>
<p>○視覚障害者外出支援事業（音声による道案内） 障害福祉課 視覚障害者などを対象とした音声による道案内データを作成し、区のホームページ上で公開するとともに、携帯電話やパソコンなどから情報が得られるようにします。 また、ICタグ付きの点字ブロックを活用し、より安全に外出できる環境について研究を進めていきます。</p>
<p>○点字図書の給付 障害福祉課（障害福祉サービス担当） 視覚障害者が点字図書による情報の入手を容易にするため、年間6タイトルまたは24巻を限度とし、点字図書と一般図書の購入価格の差額を給付します。</p>
<p>○点字図書館の運営 図書館課（中央図書館） 図書・雑誌（点字、テープ、デジター）、さわる絵本などの貸し出しをはじめ、読みたい図書などの対面朗読、点字指導などのサービスを提供し、豊かな日常生活を過ごすための支援を行います。 （対面朗読サービスは、中央図書館において、平日は夜8時まで行っています。）</p>
<p>○視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業 障害福祉課（障害福祉サービス担当） 視覚障害者の自立や社会参加を促進するために、情報収集や代読・代筆サービスなどを提供するボランティアを自宅へ派遣します。</p>
<p>○手話通訳者派遣事業（地域生活支援事業） 障害福祉課 聴覚障害者の社会的活動や日常生活におけるスムーズなコミュニケーションを図れるよう、必要に応じて手話通訳者（区の選考に合格した登録者）の派遣を行います。</p>
<p>○要約筆記者派遣事業（地域生活支援事業） 障害福祉課 聴覚障害者に会議や講演会等の内容を文字として伝える要約筆記者を派遣します。</p>

③ こころのバリアフリーの推進

◇主な事務事業

<p>○福祉のまちづくり普及推進 福祉総務課</p> <p>広報紙への関連記事の掲載や福祉のまちづくりガイドマップなどを必要に応じて更新し、最新のバリアフリー情報を区のホームページ上で公開することにより、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及を図ります。</p>
<p>○路上喫煙防止の推進 環境課</p> <p>「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」に基づき、違反者に直接注意・指導するパトロールを展開します。</p> <p>また、条例周知の徹底を図るため、定期的に企業・ボランティアとの協働による街頭啓発キャンペーンや路上啓発シールなどによる普及啓発事業もあわせて行います。</p>
<p>○違反広告物の指導および撤去 道路管理課</p> <p>道路管理巡視員による巡回パトロールで指導・取締りを行うとともに、各警察署および関係部署と密に連携を取りながら、指導・取締りの強化を図ります。</p>
<p>○ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発 障害福祉課</p> <p>障害者が周囲に支援を求めるための情報を記載できるよう作成した、ヘルプカード及び、障害者に限らず援助や配慮が必要とする方々が周囲の助けを得やすくなるよう作成した、ヘルプマークを広く普及・啓発するために、障害者、家族、関係機関、地域住民に対し配布及び周知活動を行います。</p>
<p>○障害者サポート講座（地域生活支援事業） 障害福祉課 （再掲：P.210）</p> <p>障害者への声かけや手助け方法の学習、障害疑似体験など、障害者への簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座を区民ひろば等で開催し、障害者への理解促進ならびに交流を図ります。</p>

2 地域における自立生活支援

※介護保険法および障害者総合支援法に基づく各種サービスの現状と今後の見込量は、第三章および第四章に掲載されています。

2 地域における自立生活支援

～主要事業の体系～

(1) 高齢者・障害者の自立支援の強化

222 ページ

① 相談支援体制の強化

- 相談支援の充実
- 基幹相談支援センター事業（地域生活支援事業）
- 地域支援協議会の運営
- 精神障害者の在宅支援活動
- 発達障害者支援事業
- 発達障害者心理相談事業
- 高次脳機能障害者支援対策事業
- 高次脳機能障害者の専門相談支援

② 地域移行・地域定着支援の推進

- 地域生活移行支援事業
- 長期自立援護指導
- 地域生活支援拠点の整備

③ 在宅サービス等の充実

- シルバー人材センターによる福祉家事援助サービス事業
- 高齢者緊急ショートステイ支援事業
- リボンサービス事業（再掲）
- 困りごと援助サービス事業（再掲）
- 日中一時支援
- 心身障害者緊急一時保護
- 精神障害者ショートステイ事業
- 補装具費の支給
- 重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業（地域生活支援事業）
- 各種手当や在宅サービスによる日常生活支援
- 障害者入浴サービス（地域生活支援事業）

④ 日中活動の場の充実

- 地域活動支援センターⅠ型（地域生活支援事業）
- 地域活動支援センターⅡ型（地域生活支援事業）
- 地域活動支援センターⅢ型（地域生活支援事業）

⑤ その他医療費などの助成

- 自立支援医療（更生医療）の助成
- 自立支援医療（精神通院医療）の助成
- 自立支援医療（育成医療）の助成
- 心身障害者医療費助成
- 身体障害者手帳に係る診断書等経費助成
- 難病等患者への医療費助成

(2) 多様な住まいの確保と施設サービス等の基盤整備

226 ページ

① グループホーム等多様な住まいの整備推進

- 認知症高齢者グループホームの整備
- 都市型軽費老人ホームの整備
- 障害者グループホームの整備・運営の助成
- 重度身体障害者グループホームの整備検討
- 福祉住宅（シルバーピア等）の供給
- サービス付き高齢者向け住宅の供給

② 安定した居住を支える住宅施策の充実

- 安心住まい提供事業
- 高齢者世帯等住み替え家賃助成事業
- 高齢者等入居支援事業

③ 継続した居住を支える住宅改善の促進

- 高齢者自立支援住宅改修
- 重度身体障害者（児）住宅設備改善事業

④ 特別養護老人ホーム等施設整備の推進

- 特別養護老人ホームの整備助成
- 小規模特別養護老人ホームの整備（地域密着型サービス）
- 小規模多機能型居宅介護施設の整備（地域密着型サービス）

(3) 生活支援・介護予防サービスの構築

228 ページ

① 総合的な介護予防事業の推進

- 普及啓発事業
- 生活機能チェック事業
- 介護予防プログラム（地域支援事業）
- 地域介護予防活動支援
- 指定介護予防支援事業
- おたっしや給食事業
- 浴場ミニデイサービス事業（湯友サロン）
- 高齢者元気あとし事業
- 食彩いきいきサロン

(4) 社会参加の促進

229 ページ

① 外出支援サービスの充実

- ハンディキャブ運行事業
- 移動支援（地域生活支援事業）
- 福祉タクシー
- 自動車燃料費の助成
- 自動車運転免許取得費の助成・自動車改造費の助成（地域生活支援事業）
- 補助犬に関する普及・啓発
- 視覚障害者外出支援事業（音声による道案内）（再掲）

② 生涯学習や余暇活動等の充実

- 各種区民教室
- 土曜余暇教室
- 日曜教室
- そよかぜ文庫
- 障害者向け各種講座
- 障害者パソコン講習会
- 障害者スポーツ講習会
- スポーツのつどい
- 障害者スポーツ普及のための講演会開催

③ 意思疎通支援の充実

- 視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業
- 手話通訳者派遣事業（地域生活支援事業）
- 要約筆記者派遣事業（地域生活支援事業）

④ 福祉と文化の融合

- ときめき想造展（障害者美術展）
- 新庁舎を活用した作品展
- 障害者文化活動推進事業（地域生活支援事業）
- 障害者アート教室
- 豊島ミュージックフェスティバル

(5) 高齢者・障害者の就労支援の強化

232 ページ

① 就労支援施策の充実・強化

- 障害者就労支援事業の実施
- 就労支援ネットワーク
- 障害者就労促進支援事業
- 庁内・企業実習の推進
- 「ほっと・サロン」（就労者余暇活動支援事業）運営支援事業
- 障害者の雇用促進事業
- チャレンジ雇用支援事業
- シルバー人材センターへの助成・就労支援

② 福祉的就労の充実

- 商店街との連携
- 就労支援のための作業訓練事業の委託（公園・施設清掃等）
- 「はあとの木」運営支援事業
- 新庁舎ラウンジ（カフェふれあい）運営
- 空き店舗活用による障害者就労支援
- 豊島区障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定

(6) 生活困窮者等への自立支援の強化とソーシャルインクルージョンの推進

234 ページ

① 生活困窮者に対する支援の充実

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活困窮者住宅確保給付金事業
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 生活困窮者家計相談支援事業
- 都区共同事業 自立支援センター
- 生活福祉資金貸付事業

② 生活保護受給者の自立の助長

- a) 生活保護事業
- b) 被保護者自立支援プログラムの推進
 - 就労支援専門員支援事業
 - 就労意欲喚起事業
 - 資産調査事業
 - 資産活用管理支援事業
 - 居宅生活安定化支援事業
 - 被保護者あんしん支援事業
 - 地域生活定着支援事業
 - 学力向上・進学支援プログラム
 - 金銭管理支援事業

③ 生活困窮世帯の子どもに対する支援の充実

- 母子及び父子福祉資金
- 母子家庭等自立支援給付事業
- ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業
- 母子生活支援施設
- 生活困窮世帯子ども支援事業
- 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮世帯の子ども支援）（再掲）
- 就労支援専門員支援事業（再掲）
- 就労意欲喚起事業（再掲）
- 被保護者自立促進事業
- 奨学基金援護事業
- 受験生チャレンジ支援貸付事業
- コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- 就学援助費支給
- 子ども・若者支援事業

④ 区内在住外国人などと地域との連携強化

- 外国語ボランティア事業の実施

⑤ 中国残留邦人等への支援の充実

- 中国残留邦人等支援事業
- 支援・相談員の配置

⑥ 原爆被爆者等への支援の充実

- 原爆被爆者の相談業務等委託
- 原爆被爆者見舞金

2 地域における自立生活支援

(1) 高齢者・障害者の自立支援の強化

① 相談支援体制の強化

◇主な事務事業

<p>○相談支援の充実 障害福祉課（障害福祉サービス担当） サービスなど利用計画の作成や退院可能とされる精神障害者および福祉施設入所者の地域移行支援、一人暮らしに移行した方への地域定着支援など相談支援の充実を図ります。</p>
<p>○基幹相談支援センター事業（地域生活支援事業） 障害福祉課 地域の相談支援の中核的な役割を持つ基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者で対応困難な個別事例への対応や広域的な調整等を、民間の相談支援事業者と連携を図りながら進めていきます。 また、基幹相談支援センターが中心となって、研修会を通して地域の相談支援事業者等とネットワークを構築しながら、相談支援体制の強化を図ります。</p>
<p>○地域支援協議会の運営 障害福祉課 障害者が充実した日常生活または社会生活を送れる地域社会の実現を図るために、民間事業所、就労支援、教育、権利擁護などの関係者や障害者相談員、障害当事者が集まり、地域関係機関によるネットワークを構築し、新たな仕組みづくりを検討します。</p>
<p>○精神障害者の在宅支援活動 障害福祉課（障害福祉サービス担当）／高齢者福祉課／健康推進課／長崎健康相談所 家事・金銭管理・服薬管理・円滑な社会生活の持続など、様々な生活課題を抱えた精神障害者に対する相談・支援活動を実施します。 障害者就労支援事業では、一般就労を希望する方に、職業相談などの就労支援や生活支援を行います。</p>
<p>○発達障害者支援事業 障害福祉課 発達障害に関する講演会やパンフレットの作成などを行い、区民及び関係職員に正しい知識の啓発、周知を図ります。また、発達障害者の支援にかかわる区内関係機関のネットワーク会議を開催し、情報の共有化、連携を図るとともに、発達障害者がライフステージを通じて一貫した支援が受けられるよう、発達の状況や支援状況を1冊にまとめられる発達サポートファイルのさらなる活用に向けた検討を行います。</p>
<p>○発達障害者心理相談事業 障害福祉課 発達障害者に対する相談事業の充実のために、区内大学と連携し、大学での心理相談事業の利用に際し、相談料の一部を補助します。 大正大学カウンセリング研究所、帝京平成大学臨床心理センターで実施しています。</p>
<p>○高次脳機能障害者支援対策事業 障害福祉課 区民や関係機関等を対象に、高次脳機能障害についての講演会やセミナーの開催、パンフレットの配布などを行い、啓発・周知を図ります。また、高次脳機能障害者の支援にかかわる区内関係機関のネットワークづくりを進め、情報の共有化、連携を図ります。</p>
<p>○高次脳機能障害者の専門相談支援 障害福祉課 専門の相談員による高次脳機能障害者の相談支援や評価を行い、訓練への紹介や日中活動の場の確保、家族支援などを実施します。</p>

② 地域移行・地域定着支援の推進

◇主な事務事業

<p>○地域生活移行支援事業 障害福祉課</p> <p>精神科病院などから地域生活移行に向けた個別の支援計画の作成や地域生活移行に向けた支援などを行うコーディネーターを配置し、コミュニティソーシャルワーカーや地域関係機関と連携して地域生活への移行に向けた支援を促進します。</p>
<p>○長期自立援護指導 障害福祉課</p> <p>区内に1年以上在住の心身障害者で保護者の高齢化や疾病などの理由により、在宅での生活が困難な方に対し、区立福祉ホームさくらんぼにおいて、3年を限度に個々に応じた自立のための支援を行います。</p>
<p>○地域生活支援拠点の整備 障害福祉課</p> <p>障害者的高齢化・重度化や、親亡き後を見据え、相談や緊急時の受入れといった複数の機能を持つ拠点を整備していきます。</p>

③ 在宅サービス等の充実

◇主な事務事業

<p>○シルバー人材センターによる福祉家事援助サービス事業 福祉総務課</p> <p>住み慣れた地域の中で、日常生活に困難を抱え、援助を必要としている方々（一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障害のある方など）にシルバー人材センターの会員を派遣し、福祉家事援助サービスを提供します。（有料）</p>
<p>○高齢者緊急ショートステイ支援事業 高齢者福祉課</p> <p>高齢者が介護者の急病などで居宅において、介護を受けることが一時的に困難になった場合に、特別養護老人ホームのベッドを確保することにより、引き続き安定した居宅生活を維持できるよう、支援します。</p>
<p>○リボンサービス事業 社会福祉協議会 （※再掲P.205）</p> <p>地域の方々の参加と協力により、日常生活において援助を必要とする人々に、家事援助や外出支援を中心とした支え合いのサービスを提供し、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。</p> <p>また、協力会員を募り、地域の支え合い活動の参加へのきっかけづくりを行います。</p>
<p>○困りごと援助サービス事業 社会福祉協議会 （※再掲P.205）</p> <p>65歳以上の高齢者や障害者世帯を対象に、電球の交換や、水道パッキンの取替えなど、ちょっとした困りごとに地域の協力員が対応し、日常生活を応援します。</p>
<p>○日中一時支援（地域生活支援事業） 障害福祉課（障害福祉サービス担当）</p> <p>通常介護している方が疾病、出産、休息などの理由で一時的に介護できないときに、宿泊を伴わない形で施設や事業所を利用して必要な介護や支援を受けることで、介護者の負担軽減を図っていきます。</p>
<p>○心身障害者緊急一時保護 障害福祉課</p> <p>保護者または家族の病気、事故、出産、冠婚葬祭などのため心身障害者の介護が一時的に困難になったとき、区立福祉ホームさくらんぼにおいて緊急に保護します。</p> <p>また、介護者のレスパイトによる利用についても実施します。</p>

◇主な事務事業

<p>○精神障害者ショートステイ事業 障害福祉課</p> <p>本人の自立のための練習や、家族が疾病などの理由で一時的に介護ができなくなった場合に、指定の共同生活援助事業所（グループホーム）へ短期入所することで、精神障害者および家族の福祉向上を図るショートステイ事業の安定的な運営が図られるよう、支援します。</p>
<p>○補装具費の支給 障害福祉課（障害福祉サービス担当）</p> <p>身体障害者が、失われた身体の一部あるいは機能を補完するため、盲人安全杖、義眼、矯正眼鏡、補聴器、義手、義足、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置などを購入するにあたって、補装具費を支給します。</p>
<p>○重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業（地域生活支援事業） 障害福祉課（障害福祉サービス担当）</p> <p>障害のある方への日常生活を支援するために、日常生活用具を給付します。</p>
<p>○各種手当や在宅サービスによる日常生活支援 高齢者福祉課／障害福祉課（障害福祉サービス担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ等支給 ・配食サービス ・火災安全システム ・車いすの貸し出し ・機能回復助成 ・各種福祉手当 ・おむつ購入費等助成 ・寝具の洗濯、乾燥サービス ・認知症高齢者徘徊探知システム ・緊急通報システム ・重度脳性麻痺者介護人派遣事業 ・出張理美容サービス ・福祉電話
<p>○障害者入浴サービス（地域生活支援事業） 障害福祉課</p> <p>家庭の浴槽での入浴が困難な 65 歳未満の心身障害者に対し、障害者施設または訪問などにより入浴の機会を提供します。</p>

④ 日中活動の場の充実

◇主な事務事業

<p>○地域活動支援センターⅠ型（地域生活支援事業） 障害福祉課</p> <p>専門職員（精神保健福祉士等）を配置して、相談支援事業を行うとともに、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成などを行うⅠ型事業所の安定的な運営が図られるように支援します。</p>
<p>○地域活動支援センターⅡ型（地域生活支援事業） 障害福祉課</p> <p>地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対して機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等の事業を行うⅡ型事業所の安定的な運営が図られるように支援します。</p>
<p>○地域活動支援センターⅢ型（地域生活支援事業） 障害福祉課</p> <p>地域の障害者のための援護対策として、地域の社会福祉法人などが実施する通所による日中活動の場を提供するⅢ型事業所の安定的な運営が図られるように支援します。</p>

⑤ その他医療費などの助成

◇主な事務事業

<p>○自立支援医療（更生医療）の助成 障害福祉課（障害福祉サービス担当）</p> <p>身体障害者手帳を持っている方に対し、その障害を除去・軽減できる手術などの医療費の一部を助成し、負担軽減を図ります。</p>
<p>○自立支援医療（精神通院医療）の助成 健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>精神疾患のための通院治療に係る医療費について、医療費助成の認定基準を満たしている方に対して、医療費の一部を助成し、負担軽減を図ります。</p>
<p>○自立支援医療（育成医療）の助成 健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>18歳未満の児童で特定の障害の治療等に係る医療費の助成を行い、負担軽減を図ります。</p>
<p>○心身障害者医療費助成 障害福祉課（障害福祉サービス担当）</p> <p>身体障害者手帳または愛の手帳を持っている支給要件に該当する障害者に対して、医療費の一部を助成し、負担軽減を図ります。</p>
<p>○身体障害者手帳に係る診断書等経費助成 障害福祉課（障害福祉サービス担当）</p> <p>身体障害者手帳の新規取得者に対して診断書等の費用の一部を助成し、負担軽減を図ります。</p>
<p>○難病等患者への医療費助成 健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>国および東京都が指定する疾病で、医療費助成の認定基準を満たしている方に対して医療費などの一部を助成し、負担軽減を図ります。</p>

(2) 多様な住まいの確保と施設サービス等の基盤整備

① グループホーム等多様な住まいの整備推進

◇主な事務事業

<p>○認知症高齢者グループホームの整備 福祉総務課</p> <p>地域密着型サービスである認知症高齢者グループホームについて、国や都の施設整備費などの補助制度を活用し、民間事業者を誘致し、整備を推進します。</p> <p>また、区有地の活用も検討します。</p>
<p>○都市型軽費老人ホームの整備 福祉総務課</p> <p>平成22年4月に制度が創設された都市型経費老人ホームについて、国や都の施設整備費などの補助制度を活用し、民間事業者を誘致し、整備を図ります。</p>
<p>○障害者グループホームの整備・運営の助成 障害福祉課</p> <p>グループホームにおいて、安心して暮らすことができるよう、住宅課をはじめとする関係機関の連携の下、情報収集に努め、居住の場づくりの支援を行います。</p> <p>また、事業者に対し施設整備に係る費用の補助を行います。</p>
<p>○重度身体障害者グループホームの整備検討 障害福祉課</p> <p>常時の介護を必要とする重度の身体障害者が、地域で自立して生活できるよう、外部の各種サービスを利用しながら、少人数で共同して生活を送る居住の場であるグループホームの整備・運営の支援を検討します。</p>
<p>○福祉住宅（シルバーピア等）の供給 住宅課</p> <p>住宅に困っている高齢者、障害者、母子世帯を対象とし、バリアフリー対応や緊急通報装置などを設置し、高齢者、障害者などが安心して生活できるよう配慮した住宅を提供しています。</p>
<p>○サービス付き高齢者向け住宅の供給 住宅課</p> <p>東京都サービス付き高齢者向け住宅制度の積極的な活用を図り、民間事業者に対して整備費などの補助を行い、バリアフリー仕様でケアの専門家が日中常駐し、安否確認・緊急時対応等のサービスを確保した民間賃貸住宅の供給を図ります。</p>

② 安定した居住を支える住宅施策の充実

◇主な事務事業

<p>○安心住まい提供事業 住宅課</p> <p>取り壊しによる立ち退きなどにより、住宅の確保に緊急を要する高齢者、障害者、ひとり親家庭の方々の居住の安定を図るため、区が借り上げた住宅を提供します。</p>
<p>○高齢者世帯等住み替え家賃助成事業 住宅課</p> <p>取り壊しなどにより転居を求められている高齢者、障害者、ひとり親家庭を対象として、転居後の家賃差額の一部を一定期間助成します。</p>
<p>○高齢者等入居支援事業 住宅課</p> <p>不動産業者との連携により、高齢などを理由に入居を拒まない賃貸住宅に関する情報の収集と提供に努めるとともに、身元保証人を確保することが困難な高齢者、障害者、ひとり親家庭に対しては、区独自の家賃債務保証制度を活用し民間賃貸住宅の入居を支援します。</p>

③ 継続した居住を支える住宅改善の促進

◇主な事務事業

○高齢者自立支援住宅改修 高齢者福祉課

65歳以上の高齢者を対象に、その方の居住する住宅の改修に要する経費を助成することにより、転倒防止、介護負担の軽減などを図り、在宅での生活の質を確保します。

○重度身体障害者（児）住宅設備改善事業 障害福祉課（障害福祉サービス担当）

障害のある方への日常生活を支援するために、住宅設備の改善費を給付します。

④ 特別養護老人ホーム等施設整備の推進

◇主な事務事業

○特別養護老人ホームの整備助成 福祉総務課

東京都の「介護保険事業支援計画」における老人福祉圏域の必要入所定員数を踏まえ、東京都と協力して豊島区民が安定的に入所できるよう、整備に要する助成などに取組んでいきます。

○小規模特別養護老人ホームの整備（地域密着型サービス） 福祉総務課

地域密着型サービスである、定員29人以下の小規模特別養護老人ホームについて、国や都の補助制度の活用により、民間事業者の誘致を図ります。
また、区有地を活用しての整備についても検討します。

○小規模多機能型居宅介護施設の整備（地域密着型サービス） 福祉総務課

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「通い」を中心とし、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めます。

(3) 生活支援・介護予防サービスの構築

① 総合的な介護予防事業の推進

◇主な事務事業

<p>○普及啓発事業 高齢者福祉課 普及啓発講演会、イベント、講座の実施や、広報用パンフレットなどを作成・配布するとともに、「としま・おたっしゅ応援団」を実施して、介護予防の普及啓発を図り、事業への住民参加を促進します。</p>
<p>○生活機能チェック事業 高齢者福祉課 要介護リスク（老化サイン）を早期に発見し対応するために、長寿健診と特定健診において「介護予防のための生活機能評価問診票」を用いたスクリーニングを実施します。 また、介護予防プログラムへの参加が必要と判定された高齢者（二次予防事業対象者）に対し、介護予防プランを作成して介護予防事業への参加を促します。</p>
<p>○介護予防プログラム（地域支援事業） 高齢者福祉課 生活機能チェック事業により、要介護リスクを保持した高齢者を選定し、個別リスクに応じた介護予防のプログラムを展開することにより、要介護状態になることを予防します。 ①運動器の機能向上プログラム（二次予防事業対象者、一般高齢者） ②認知症予防プログラム（一般高齢者） ③低栄養改善プログラム（二次予防事業対象者） ④口腔機能改善プログラム（二次予防事業対象者） ⑤閉じこもり・うつ対策事業（二次予防事業対象者）</p>
<p>○地域介護予防活動支援 高齢者福祉課 介護予防事業に参加された方の終了後の自主グループづくり支援や交流会の開催、介護予防のサポーター活動の育成・支援、地域団体やNPOなどと連携・協働した介護予防事業の地域拠点整備を図ります。</p>
<p>○指定介護予防支援事業 高齢者福祉課 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に併設している指定介護予防支援事業所において、要支援（1・2）認定者について予防給付の介護予防ケアプランを作成し、地域での介護予防を推進します。</p>
<p>○おたっしゅ給食事業 高齢者福祉課 一般高齢者向けの介護予防事業として、小学校を会場に、高齢者のための健康体操やレクリエーションなどの健康増進活動を行い、さらに小学生とふれあいながら給食をとることで、異世代交流を図り、閉じこもりを予防します。</p>
<p>○浴場ミニデイサービス事業（湯友サロン） 高齢者福祉課 一般高齢者向けの介護予防事業として、営業前の浴場を利用して、健康体操やレクリエーションおよびリフレッシュ入浴を行い、閉じこもりの予防と健康増進を図ります。</p>
<p>○高齢者元気あとし事業 高齢者福祉課 高齢者が行ったボランティア活動の実績をポイントとして評価し、現金に還元することで、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加・地域貢献することを奨励支援し、本人の介護予防に寄与するとともに、元気高齢者を増やし、地域社会の活性化を図ります。</p>
<p>○食彩いきいきサロン 高齢者福祉課 一人暮らしなどの高齢者に女子栄養大学のレストランでの会食を提供し、ミニ栄養講座も実施して、低栄養・閉じこもりを予防します。</p>

(4) 社会参加の促進

① 外出支援サービスの充実

◇主な事務事業

<p>○ハンディキャブ運行事業 社会福祉協議会</p> <p>地域の方々の参加と協力により、外出時、バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、車いすなどのまま乗降できる車の運行を行い、社会参加を支援します。</p> <p>また、運転協力員を募り、地域の支え合い活動参加へのきっかけづくりを行います。(会員制)</p>
<p>○移動支援(地域生活支援事業) 障害福祉課(障害福祉サービス担当)</p> <p>地域で自立した生活が営めるよう、外出と社会参加について、屋外での移動が困難な障害のある方に対し、外出のためのヘルパーを派遣します。</p>
<p>○福祉タクシー 障害福祉課(障害福祉サービス担当)</p> <p>電車、バスなどの利用が困難な心身障害者、難病患者などにタクシー券を交付することにより、生活圏の拡大を図ります。</p>
<p>○自動車燃料費の助成 障害福祉課(障害福祉サービス担当)</p> <p>自動車税の減額免除を受けている自動車の所有者で一定の障害を有する方に、燃料費の一部を助成することにより、生活圏の拡大を図ります。</p>
<p>○自動車運転免許取得費の助成・自動車改造費の助成(地域生活支援事業) 障害福祉課(障害福祉サービス担当)</p> <p>一定の障害を有し、要件に該当する方に運転免許取得費、自動車改造費の一部を助成することにより、日常生活の利便、生活圏の拡大、社会復帰の促進を図ります。</p>
<p>○補助犬に関する普及・啓発 障害福祉課(障害福祉サービス担当)</p> <p>補助犬に関する普及・啓発を進めていくことで、障害者の外出時における環境整備を図ります。また、新庁舎に補助犬用のトイレを設置します。</p>
<p>○視覚障害者外出支援事業(音声による道案内) 障害福祉課(再掲:P.215)</p> <p>視覚障害者などを対象とした音声による道案内データを作成し、区のホームページ上で公開するとともに、携帯電話やパソコンなどから情報が得られるようにします。</p> <p>また、ICタグ付きの点字ブロックを活用し、より安全に外出できる環境について研究を進めていきます。</p>

② 生涯学習や余暇活動等の充実

◇主な事務事業

<p>○各種区民教室 学習・スポーツ課</p> <p>日常生活をより豊かにしていただくために、絵画、手芸、書道などの趣味実技講座や、歴史、文化、社会に関する教養文化講座を各地域文化創造館で実施し、参加の機会を提供します。</p>
<p>○土曜余暇教室 障害福祉課</p> <p>重度心身障害者を対象に、ボランティアとの交流やレクリエーション、外出行事などを実施することにより社会参加の機会を提供します。</p>
<p>○日曜教室 学習・スポーツ課</p> <p>中軽度の知的障害のある方が、仲間とともに学び、交流を深めながら生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。</p>

<p>○そよかぜ文庫 図書館課（中央図書館） 図書館への来館が困難な65歳以上の高齢者で、要介護度<要介護1>相当以上の方や、身体障害者を対象に、定期的に図書資料の宅配サービスを行い、生涯学習を支援し生きがいの増進を図ります。</p>
<p>○障害者向け各種講座 障害福祉課 心身障害者福祉センターにおいて各種講習会を実施し、趣味の拡大・健康の増進と参加者相互の交流を図ります。</p>
<p>○障害者パソコン講習会 障害福祉課 情報弱者になりがちな障害者に、習熟度や対象になる障害によってクラスを設定して、インターネットやメール、ワードなどの講習会を行います。</p>
<p>○障害者スポーツ講習会 障害福祉課 ボッチャ、ターゲットバードゴルフなどの講習会を実施し、健康の増進と参加者相互の交流を図ります。</p>
<p>○スポーツのつどい 障害福祉課 普段体を動かす機会が少なくなりがちな障害者に運動の場を提供し、健康の増進とリフレッシュを図ります。また、小・中学生がボランティアとして参加することで、障害者理解のきっかけにもつなげていきます。</p>
<p>○障害者スポーツ普及のための講演会開催 障害福祉課 パラリンピック出場者等による講演会を開催し、障害者スポーツの普及を図ります。また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に向け、機運醸成を目指した取組みを行います。</p>

③ 意思疎通支援の充実

◇主な事務事業

<p>○視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業 障害福祉課（障害福祉サービス担当） 視覚障害者の自立や社会参加を促進するために、情報収集や代読・代筆サービスなどを提供するボランティアを自宅へ派遣します。</p>
<p>○手話通訳者派遣事業（地域生活支援事業） 障害福祉課（再掲:P.215） 聴覚障害者の社会的活動や日常生活におけるスムーズなコミュニケーションを図れるよう、必要に応じて手話通訳者（区の選考に合格した登録者）の派遣を行います。</p>
<p>○要約筆記者派遣事業（地域生活支援事業） 障害福祉課（再掲:P.215） 聴覚障害者に会議や講演会等の内容を文字として伝える要約筆記者を派遣します。</p>

④ 福祉と文化の融合

◇主な事務事業

<p>○ときめき想造展（障害者美術展） 障害福祉課</p> <p>障害者が制作した絵画・書・写真・造形作品を展示し、多くの人に鑑賞していただく「障害者美術展」を開催することにより、障害者への理解を深めていきます。</p>
<p>○新庁舎を活用した作品展 障害福祉課</p> <p>新庁舎の「としまセンタースクエア」や「まるごとミュージアム」といった展示スペースを活用して、「障害者美術展」最優秀賞受賞者の作品展等を開催し、障害者の美術作品の素晴らしさを伝えていきます。</p>
<p>○障害者文化活動推進事業（地域生活支援事業） 障害福祉課</p> <p>まちかど回遊美術館や、池袋エチカ展示ギャラリーでの展示等、障害者の芸術作品を展示する機会を広げていくとともに、作品の活用に向けた検討をします。また、優れた作品の製品化を検討し、障害者の就労支援につなげます。</p>
<p>○障害者アート教室 障害福祉課</p> <p>障害者がアートを楽しむきっかけを提供するために、講師を招いてアート教室を開催します。様々な障害者が楽しめるよう、内容を工夫していきます。</p>
<p>○豊島ミュージックフェスティバル 障害福祉課</p> <p>ふくし健康まつりと同時開催で障害者の音楽・舞台表現活動の発表の場として、毎年開催しています。</p>

(5) 高齢者・障害者の就労支援の強化

① 就労支援施策の充実・強化

◇主な事務事業

<p>○障害者就労支援事業の実施 障害福祉課</p> <p>障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域で就労支援と生活支援を一体的に提供し、自立と社会参加の一層の促進と一般就労の機会の拡大を図ります。就労支援員（ジョブコーチ）を活用して障害者就労前準備講座の実施や職場定着支援を強化するとともに、就労支援ネットワークの充実により、関係機関との連携の強化を図ります。</p>
<p>○就労支援ネットワーク 障害福祉課</p> <p>障害者の就労前後の支援を充実するために、関係機関との情報連絡会や企業の雇用状況や仕組みなどについての講演会を開催します。</p> <p>また、就労移行支援事業所などの担当者会を開催し、就労、生活支援のための情報交換や情報提供など、関係機関との連携強化を図るとともに、障害者雇用促進の啓発活動を通じて、障害者が就労できるよう区内中小企業等の事業主を中心に、障害者の雇用について理解と協力を求めています。</p>
<p>○障害者就労促進支援事業 障害福祉課</p> <p>個別支援計画に基づいたプログラム体験、区役所実習、ビジネスマナー講座受講などにより、就職するために必要な力を身につけるための支援を行います。</p>
<p>○庁内・企業実習の推進 障害福祉課</p> <p>障害者の一般就労へのステップとして、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所に通所する障害者が、区を通じて、庁内実習や企業実習を行ったときに、実習奨励金を支給するなどにより実習の場を広げます。</p>
<p>○「ほっと・サロン」（就労者余暇活動支援事業）運営支援事業 障害福祉課</p> <p>就職をしている障害者が仲間同士で悩みなどを相談し合える場としての「ほっと・サロン」を実施し、就労定着支援を側面から支える場の充実を図ります。</p>
<p>○障害者の雇用促進事業 人事課</p> <p>障害者を非常勤職員として雇用し、区の諸機関で職業体験を積むことにより、民間企業への就労につなげていきます。</p>
<p>○チャレンジ雇用支援事業 障害福祉課</p> <p>人事課採用の知的障害者のチャレンジ就業員（非常勤職員）に対して、職場適応のための支援を行うために就労支援の知識、経験のある非常勤職員を配置します。</p>
<p>○シルバー人材センターへの助成・就労支援 福祉総務課</p> <p>健康で働く意欲のある高齢者(60歳以上の方)が豊かな経験を活かし、働くことを通じ社会参加できる仕事を提供するシルバー人材センターの運営を支援します。</p> <p>また、可能な限り公共の仕事を提供するとともに、自主事業の拡充を通して就労支援を行います。</p>

② 福祉的就労の充実

◇主な事務事業

<p>○商店街との連携 障害福祉課</p> <p>障害福祉サービス事業所などの自主製品の販売や、清掃活動など、地域の実情にあわせた商店街との連携事業を実施することにより、工賃アップや就労意欲の向上、地域住民の障害者理解の促進を図ります。</p>
<p>○就労支援のための作業訓練事業の委託（公園・施設清掃等） 障害福祉課</p> <p>区内の公園清掃・除草作業および区立施設の清掃を障害福祉サービス事業所などに委託し、就労の場の提供を行うとともに、工賃アップを図ります。</p>
<p>○「はあとの木」運営支援事業 障害福祉課</p> <p>障害者の工賃アップ、一般就労へ向けての意欲の向上を目的に、統一ブランド「はあとの木」商品の開発・販売、自主生産品の販売、販路拡大などに向けた活動を行います。</p> <p>また、「はあとの木」オリジナルクッキーの製造販売、巣鴨地蔵通り縁日での販売、福祉喫茶での常設展示販売などを行います。</p>
<p>○新庁舎ラウンジ（カフェふれあい）運営 障害福祉課</p> <p>新庁舎のラウンジスペースにおいて、障害者が主体となり、「喫茶・軽食」等のサービス事業を行うことにより、障害者の就労の場や機会を確保し、自立生活や社会参加の促進を図ります。</p>
<p>○空き店舗活用による障害者就労支援 障害福祉課</p> <p>染井銀座商店街の空き店舗を活用して、駒込生活実習所・福祉作業所が、障害者の絵画原画を鑑賞しながらくつろげる喫茶店「Bakery Cafe あうる」を展開しており、工賃アップならびに就労への意欲向上につなげていきます。</p>
<p>○豊島区障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定 障害福祉課</p> <p>障害者就労施設等の受注の機会の確保に向け、豊島区の調達方針を策定及び周知し、受注の拡大に努めていきます。</p>

(6) 生活困窮者等への自立支援の強化とソーシャルインクルージョンの推進

① 生活困窮者に対する支援の充実

◇主な事務事業

<p>○生活困窮者自立相談支援事業 福祉総務課（自立促進担当）／社会福祉協議会 <生活困窮者自立支援制度・必須事業> 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、ワンストップ型の相談窓口配置した相談支援員及び就労支援員がそれぞれの状況に応じた支援計画を作成したうえで、関係機関と連携した支援を行います。</p>
<p>○生活困窮者住居確保給付金事業 福祉総務課（自立促進担当）／社会福祉協議会 <生活困窮者自立支援制度・必須事業> 離職により住まいを失った方またはそのおそれのある生活困窮者に対し、一定期間賃借料に係る給付を行い、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p>
<p>○生活困窮者就労準備支援事業 福祉総務課（自立促進担当） <生活困窮者自立支援制度・任意事業> 生活リズムが整っていない等の理由により早期の就労が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を日常生活自立、社会生活自立、就労自立の段階により、計画的かつ一貫的に支援します。</p>
<p>○生活困窮者家計相談支援事業 福祉総務課（自立促進担当）／社会福祉協議会 <生活困窮者自立支援制度・任意事業> 家計の収支バランスが崩れている生活困窮者に対し、家計表の作成による家計の見える化を図るとともに、債務解消についての助言、関係機関の紹介・同行、貸付制度のあっせん等により、家計の再建を支援します。</p>
<p>○路上生活者応急援護事業 生活福祉課 警察・消防・鉄道事業者など関係諸機関と協力して、路上生活者に相談来所を促します。また、応急援護食料等の支給を通じて、路上生活者に保護等をすすめ、自立の機会を提供します。</p>
<p>○都区共同事業 自立支援センター 生活福祉課／福祉総務課（自立促進担当） 東京都と特別区は、自立支援センターを共同で設置し、就労による自立を支援します。</p>
<p>○生活福祉資金貸付事業 社会福祉協議会 金融機関や公的資金制度からの借入れが困難な所得が少ない世帯や、障害者や介護を要する高齢者がいる世帯で、審査のうえ対象となる方に対し、資金を貸し付け、経済的自立と生活の安定を図ります。 また、不動産を担保とする不動産担保型生活資金および要保護世帯向け不動産担保型生活資金の相談・貸付を行います。</p>

② 生活保護受給者の自立の助長

◇主な事務事業

a)	生活保護事業 生活福祉課/西部生活福祉課 生活保護法に基づき、困窮者の程度に応じた最低生活の保障を行い、自立を助長します。
b)	被保護者自立支援プログラムの推進 生活福祉課/西部生活福祉課
	○就労支援専門員支援事業 稼働能力を有する者の就労自立に向けて、継続的な個別面接指導や、ハローワークと連携した就労支援を行います。
	○就労意欲喚起事業 就労経験がない、就労意欲が低いなど、就労に対する課題の多い被保護者に対して委託支援員が農業体験やボランティア体験などを通して就労意欲の喚起を図ると同時に就労までの支援を行います。
	○資産調査事業 老齢・障害等に係る年金受給権等の有無、土地・家屋等不動産資産の状況を調査することで経済的自立の支援をします。
	○資産活用管理支援事業 不動産を有する者や判断能力が十分でない者に対して、リバースモーゲージ（不動産担保型生活資金制度）や成年後見人制度等の各種制度の活用を支援します。
	○居宅生活安定化支援事業 精神保健医療の対象となり得る者が、地域の日常生活において自立し、地域社会の一員として充実した生活を送れるよう、地域の関係機関や医療機関と連携して支援を行います。
	○被保護者あんしん支援事業 高齢者の自宅を毎月1回程度訪問する生活の見守りや、要介護認定申請のための通院同行、介護サービス内容の確認、地域でのプログラムなどの社会参加の提案などにより、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援します。
	○地域生活定着支援事業 住まいのない不安定な生活を送る者に対し、課題の解決・居宅生活への移行を支援します。移行後は、地域生活に必要な生活技術や社会的ルールの習得等の一環した支援を行います。
	○学力向上・進学支援プログラム 家庭訪問等により子どもと保護者に塾費用や無料塾の紹介、奨学金制度等の情報提供などで高校進学率の向上を図ります。
	○金銭管理支援事業 自らの金銭を計画的に消費していくことが困難な者の同意に基づき、日常的な金銭の管理を行い、居宅で安定した生活が送れるよう支援します。

③ 生活困窮世帯の子どもに対する支援の充実

◇主な事務事業

○母子及び父子福祉資金 子育て支援課 20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。

<p>○母子家庭等自立支援給付事業 子育て支援課 経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にある母子家庭の母及び父子家庭の父が、資格取得や就労に活かせる講座を受講するための給付金を支給します。</p>
<p>○ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業 子育て支援課 児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にある母子家庭の母及び父子家庭の父に個別に面接を行い、ハローワークの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。</p>
<p>○母子生活支援施設 子育て支援課 母子家庭での児童の養育が十分にできていない場合、母子がともに入所し自立促進のための生活支援を行う施設です。</p>
<p>○生活困窮世帯子ども支援事業 福祉総務課（自立促進担当）／社会福祉協議会 <生活困窮者自立支援制度・任意事業> 自立相談支援事業において支援する生活困窮者の子どもに対して、家庭訪問や地域の学習支援活動へのつなぎ支援等を通じ、世帯の生活再建とあわせ子ども自身の生活課題の解消を図ります。</p>
<p>○生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮世帯の子ども支援） 福祉総務課(自立促進担当) (再掲：P.234) 様々な課題を抱える生活困窮者に対し、関係機関と連携し自立に向けた相談支援を行います。子育て家庭については保護者の就労支援、家計や養育についての助言、各種制度の紹介のほか、家庭訪問や地域の学習支援活動へのつなぎ支援等を通じ、世帯の生活再建とあわせ子ども自身の生活課題の解消を図ります。</p>
<p>○就労支援専門員支援事業 生活福祉課・西部生活福祉課 (再掲：P.235) 中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労支援を行います。</p>
<p>○就労意欲喚起事業 生活福祉課・西部生活福祉課 (再掲：P.235) 中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行います。</p>
<p>○被保護者自立促進事業 生活福祉課・西部生活福祉課 小学4年生から中学生がいる生活保護受給世帯に対し、学習塾や夏期・冬期集中講座、通信講座などの、生活保護費の支給対象とならない受講料を支給します。(上限あり)</p>
<p>○奨学基金援護事業 生活福祉課 生活保護受給世帯で高等学校等へ入学・在学または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した者に対して、奨学金を支給しています。</p>
<p>○受験生チャレンジ支援貸付事業 生活福祉課／社会福祉協議会 学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者（生活保護受給世帯を除く）に対する貸付事業を実施します。</p>
<p>○コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援 福祉総務課／社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において生活保護世帯等の子どもの学習支援を行っています。</p>
<p>○スクールソーシャルワーカー活用事業 教育センター 区立小・中学校の不登校やいじめ、暴力行為、児童虐待等生活指導上の問題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを構築し、問題解決を図ります。</p>
<p>○就学援助費支給 学務課 豊島区に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している者を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。</p>

○子ども・若者支援事業 生活福祉課・西部生活福祉課

子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、生活課題の解消や学力向上を目指した学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。

④ 区内在住外国人などと地域との連携強化

◇主な事務事業

○外国語ボランティア事業の実施 文化観光課

「外国語ボランティア」として登録されている方に対し、国際交流を目的とした催しなどでの通訳・翻訳活動を依頼します。

⑤ 中国残留邦人等への支援の充実

◇主な事務事業

○中国残留邦人等支援事業 福祉総務課

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に、支援給付を実施します。

○支援・相談員の配置 福祉総務課

中国残留邦人等の置かれた特別な立場を考慮し、中国残留邦人等に理解が深く中国語ができる支援・相談員を配置します。

⑥ 原爆被爆者等への支援の充実

◇主な事務事業

○原爆被爆者の相談業務等委託 障害福祉課

原爆被爆者へのピアカウンセリングを行っている団体に相談事業を委託します。

○原爆被爆者見舞金 障害福祉課

区内在住の被爆者健康手帳の所持者に見舞金を支給します。

3 地域保健・医療の推進

※地域保健・医療の推進は、豊島区健康プランの一部です。
各項目の詳細については、豊島区健康プランをご覧ください。

3 地域保健・医療の推進

～主要事業の体系～

(1) がん予防・こころの健康づくり等重点的に取組む施策

244 ページ

① がん予防・がん対策の推進

- がん検診の推進
- がんに関する健康教育
- がんの予防・知識の普及啓発
- がん患者と家族の支援
- がん検診の精度管理
- がんの発症予防及び前がん状態での早期発見・早期治療
- 在宅医療連携推進会議の開催

② こころの健康づくりの推進

- 自殺・うつ病の予防対策
- 薬物に関する健康問題への対策
- 相談事業
- 講座・講演会
- 「健やかな心と体」の育成に向けた健康教育
- いじめ防止等の対策

③ 生涯を通じた女性の健康の推進

- 女性のための総合相談～ライフプラン形成のための専門相談事業～
- 若い女性の健康的な自分づくりの支援
- 妊産婦保健対策
- 母親のこころの健康づくり
- 女性のがん検診の受診勧奨
- 骨粗しょう症検診の医療機関受診率の向上
- 情報提供体制の充実

④ 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

i) 糖尿病・循環器疾患・メタボリックシンドロームの予防

- 特定健康診査・特定保健指導
- ポピュレーションアプローチの充実
- 生活習慣病予防のためのその他の健康診査の実施
- 健康相談（保健・栄養）
- 糖尿病の発症予防及び重症化予防

ii) たばこ・COPD・アルコール対策

- 禁煙・受動喫煙防止対策の推進
- 区内小学校・中学校における健康教育
- COPDの普及啓発と禁煙指導
- 適切な1回当たりの飲酒量に関する普及啓発・個別指導

(2) 健康づくりの推進

248 ページ

① 栄養と食生活

- 乳幼児期（0～5歳）
- 児童・生徒期（6～15歳）
- 学生世代（16～22歳）
- ヤング世代（23～39歳）
- ミドル世代（40～64歳）
- シニア世代（65歳以上）

② 身体活動・運動

- 健康づくりのための身体活動の推進
- スポーツ施策の総合的・計画的な推進
- 生涯楽しむ運動やスポーツへの参加支援
- 区立スポーツ施設の整備
- スポーツドクターによる健康相談事業

③ 子どもの健康

- こんにちは赤ちゃん事業
- 子ども事故予防センター運営など事故予防の啓発
- 乳幼児の健診
- 「早起き・早寝・朝ごはん・外遊び」についての普及・啓発
- 妊産婦保健対策
- 子育て相談・健康教室
- としま育児サポート手帳・としま育児サポーター
- 子育てに関する関係機関との連携
- 学齢期の運動

④ 高齢者の健康

- 高齢者の生きがいつくりの支援
- 健康づくりと介護予防
- 地域の連携協働による高齢者の健康づくり
- 長寿健診の推進
- 予防接種の推進

⑤ 歯と口腔の健康

- 乳幼児期のむし歯予防
- 妊産婦の歯科健診および歯科保健指導
- 学齢期におけるむし歯、歯周病の予防
- 高齢期の口腔機能維持・向上
- 障害者・要介護者への口腔ケア

⑥ 地域のつながりの醸成（ソーシャル・キャピタル）

- 健康づくり活動の裾野の拡大
- としま健康チャレンジ！事業
- 健康づくりに関する情報の周知

(3) 健康危機管理の強化

1) 健康危機への対応

① 健康危機管理体制の整備

- 健康危機管理体制の検証・整備
- 関係機関との連携強化
- 区民への適切な情報提供

② 新型インフルエンザ等対策

- 対策マニュアルの策定
- 地域医療体制の整備、協議会の設置
- 予防接種（特定接種・住民接種）実施体制の構築
- 情報提供・共有の充実
- 発生に備えた訓練の実施
- 医療資器材の整備・備蓄

③ 災害時の医療、保健衛生体制の構築

- 災害対策マニュアル等の整備
- 緊急医療救護所の設置
- 発災に備えた訓練の実施
- 災害医療検討会議の実施
- 保健体制の整備
- 衛生体制の整備

2) 感染症対策の強化

① 予防接種の推進

- 定期予防接種の接種率向上
- 任意予防接種の接種推進

② 結核対策

- 予防と早期発見
- 確実な治療の推進

③ エイズ・性感染症対策

- 早期発見と療養支援
- 正しい知識の普及啓発

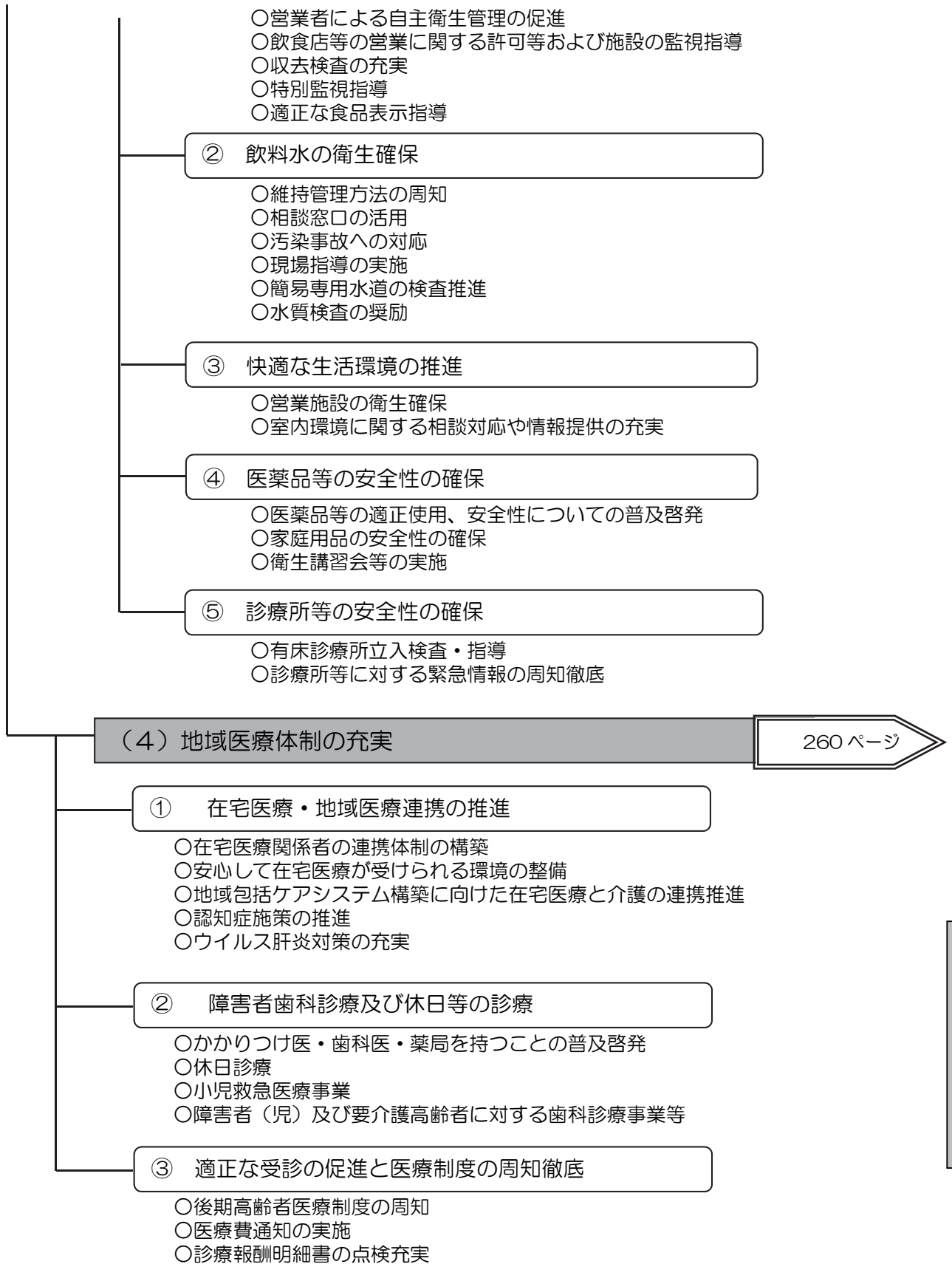
④ 感染症対策

- 情報提供の充実
- 感染症対策

3) 安全な生活環境の推進

① 食の安全対策

- 食品衛生監視指導計画の策定および進行管理
- 食品事故の防止
- 食品衛生情報の提供および普及・啓発



3 地域保健・医療の推進

(1) がん予防・こころの健康づくり等重点的に取り組む施策

① がん予防・がん対策の推進

◇主な事務事業

<p>○がん検診の推進 地域保健課</p> <p>がん検診の受診率向上をめざし、がん検診受診勧奨通知の送付、受診勧奨イベントによる普及啓発を行います。また、夜間や土日の検診、健診との同時受診など、受診しやすいがん検診をめざします。さらに、がん検診未受診者を対象に、通知等による受診再勧奨を実施します。</p>
<p>○がんに関する健康教育 地域保健課/健康推進課/長崎健康相談所/指導課</p> <p>児童・生徒が、健康教育の一環として、がんの仕組みや予防に関する正しい知識を学習教材によって学ぶなど、すべての区立小・中学校において「がんに関する教育」を推進します。子どもたちが学校で学んだことを家庭でも話題として取り上げるようにするなど、家族でがんの予防について意識を高めます。</p> <p>また、がんにならないための体や生活習慣病の予防について、各種健診や健康相談等の機会をとらえ、健康増進事業と連携したがん予防健康教育を行います。</p>
<p>○がんの予防・知識の普及啓発 地域保健課</p> <p>ふくし健康まつり、出前講座、健康教室等の機会をとらえ、幅広い年齢層に対して、食事・運動・禁煙等の生活習慣改善に関するがん予防の正しい知識の普及啓発をはかります。</p> <p>また、区内企業と連携し、区が実施するがん検診や職場がん検診の受診を推奨します。 ※禁煙及び受動喫煙への取り組みについては「たばこ・COPD・アルコール対策」での取り組みに記載しています。</p>
<p>○がん患者と家族の支援 地域保健課</p> <p>がん患者とその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るため、がんに関する様々な情報や緩和ケアに関する情報を提供するなど、がんになっても可能な限り地域で暮らし続けていけるよう、地域で患者を支える地域医療連携体制の仕組みづくりを進めます。</p>
<p>○がん検診の精度管理 地域保健課</p> <p>がん検診で、「精密検査が必要」となった方の精密検査の受診状況および結果を把握するための追跡調査を強化します。また、結果の把握により、がん検診の実施結果を検証し、精度管理の向上をめざします。</p> <p>検診受診によるがんの早期発見率等について、区民にわかりやすく公表します。</p>
<p>○がんの発症予防及び前がん状態での早期発見・早期治療 地域保健課/健康推進課</p> <p>B型・C型肝炎ウイルス検査、HPV（ヒトパピローマウイルス）検査、胃がんリスク検診（ピロリ菌抗体検査、ABC検診）を実施し、ウイルスや細菌感染によるがんの発症を予防することで、前がん状態での早期発見・治療につなげます。</p> <p>また、肝炎検査後の陽性者に対しては、受診状況や治療内容を確認し相談支援を実施します。</p>
<p>○在宅医療連携推進会議の開催 地域保健課</p> <p>医療関係者や介護事業者、区民等で構成する在宅医療連携推進会議を設置し、地域における医療、看護、介護、福祉の連携体制の整備をすすめます。</p>

② こころの健康づくりの推進

◇主な事務事業

<p>○自殺・うつ病の予防対策 健康推進課/長崎健康相談所/地域保健課/広報課（総合相談担当）/セーフコミュニティ推進室長/男女平等推進センター/地域区民ひろば課/生活産業課/高齢者福祉課/生活福祉課・西部生活福祉課/子育て支援課/教育センター</p> <p>自殺・うつ病の予防対策は、セーフコミュニティ活動の重点課題である「自殺・うつ病の予防対策委員会」で検討し、さらなる対策を進めていきます。</p> <p>i) ストレスマネジメントの啓発及び相談窓口を周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰でも過度なストレスでうまく適応できない場合は、こころの不健康な状態が生じ、うつ病等に至ることがあります。メンタルヘルスの不調に関する早期発見や早期治療の重要性、ストレスマネジメントについて普及啓発を図ります。 庁内関係者や地域の社会資源と連携し、ゲートキーパーの視点でのかかわりを持つ人を増やして「生きづらさの軽減・生きる支援」に取り組めます。 各種健診時にストレスセルフチェック等の手法を用いて、自らストレスを自覚し、セルフケアができるような主体的なこころの健康づくり支援を検討します。 <p>ii) 若年層に特化した対策を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内大学等と協働し、若者の自殺を予防する対策を検討していきます。 区内大学等と協働して作成した、若者向け啓発資料を大学・専門学校や民間企業等と連携し配布をします。 若者向け啓発カードに相談窓口を入れ、悩みを解消する手段を周知します。 30歳、35歳は、健診案内とともに、メンタルヘルスの予防や相談窓口等リーフレットを同封します。若年層の健診時（20～39歳）に、メンタルヘルスのセルフケア等について集団指導を行います。
<p>○薬物に関する健康問題への対策 健康推進課/長崎健康相談所/地域保健課/生活衛生課</p> <p>i) 予防啓発により、薬物乱用を未然に防ぎます。</p> <p>東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会とともに、青少年をはじめとする区民の健康と安全を守るため、街頭キャンペーンや薬物教室等を通して、普及啓発を進めます。</p> <p>ii) 治療につなげる相談を行います。</p> <p>薬物依存の病理や治療方法、家族等のかかわり方について講演会を開催し、専門相談等を利用して、治療につなげる支援を行います。</p>
<p>○相談事業 健康推進課/長崎健康相談所/男女平等推進センター</p> <p>専門医等によるこころの相談、精神保健福祉士による家族問題相談、その他随時相談を実施し、こころの問題に関する適切な対応と治療への支援を図ります。</p>
<p>○講座・講演会 健康推進課/長崎健康相談所/男女平等推進センター</p> <p>こころの健康や、病気に関する正しい理解や偏見の解消のための普及活動を行います。</p>
<p>○「健やかな心と体」の育成に向けた健康教育 指導課</p> <p>心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、身近な生活における健康に関する内容を実践的に理解することを通して、子どもたちの心身ともに健全な発達を促します。</p>
<p>○いじめ防止等の対策 指導課</p> <p>「豊島区いじめ防止対策推進条例」の制定、及び「豊島区いじめ防止対策推進基本方針」の策定により、すべての児童・生徒が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめ根絶に向けた取組みを推進します。</p>

③ 生涯を通じた女性の健康の推進

◇ 主な事務事業

<p>○女性のための総合相談～ライフプラン形成のための専門相談事業～ 健康推進課</p> <p>女性・男性各々について、妊娠・出産に影響を与える因子（年齢、生活習慣、性感染症等）、また、女性の生涯を通じた健康課題について、多職種（医師、助産師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士）による総合的な相談を実施し、女性のライフプラン形成を支援します。</p>
<p>○若い女性の健康的な自分づくりの支援 健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>乳幼児健診や女性の骨太健診受診時を活用し、過度なダイエットによる健康リスク、骨粗しょう症予防のための丈夫な骨づくりへの意識づけ等、健康を守る食に関する知識の普及啓発、女性特有の健康リスクに関する教育等を通じて健康なからだをつくる支援を行います。</p>
<p>○妊産婦保健対策 健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>母子健康手帳の交付、妊婦健診、妊産婦歯科健診、妊産婦訪問指導、母親学級、パパ・ママ準備教室等の実施により、出産、育児に関する支援を行います。また、母子健康手帳交付時に「としま育児支援サポート手帳」を発行し、切れ目のない支援を図ります。</p>
<p>○母親のこころの健康づくり 健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>産後早期に産婦訪問を実施し、産後うつ傾向の早期発見・早期対応に努めます。また、母乳栄養や産後の健康不安に対して、「としま育児サポーター（助産師）」によるきめ細かな対応を通じて育児不安の解消を図り、母親が孤立しないよう適切な支援サービスにつなげるなど母親のこころの健康づくりに向けたアウトリーチ型支援を強化します。</p>
<p>○女性のがん検診の受診勧奨 地域保健課／健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>女性特有の乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨を図るとともに、区健診等の機会を利用して、健康教育を実施します。</p>
<p>○骨粗しょう症検診の医療機関受診率の向上 地域保健課</p> <p>骨粗しょう症検診の受診勧奨を推進するとともに、医療機関受診率向上をめざした仕組みづくりを検討し、受診後の適切な生活指導や医療へつなげるなど事後フォローの支援を行います。</p>
<p>○情報提供体制の充実</p> <p style="text-align: center;">地域保健課／男女平等推進センター／健康推進課／長崎健康相談所／子育て支援課</p> <p>妊娠・出産や女性の健康づくりに関する情報発信を子育て支援課・男女平等推進センター（エポック10）と連携して行います。また、「としま見る知るモバイル」を活用し、結婚・妊娠・出産・子育てと切れ目のない情報提供を行います。</p>

④ 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

i) 糖尿病・循環器疾患・メタボリックシンドロームの予防

◇主な事務事業

<p>○特定健康診査・特定保健指導 地域保健課/国民健康保険課</p> <p>40歳以上の区国民健康保険加入者へのメタボに着目した健康診査とメタボ該当者・予備群に対する生活改善の支援（特定保健指導）を推進します。</p>
<p>○ポピュレーションアプローチの充実 地域保健課/健康推進課/長崎健康相談所</p> <p>若年者の生活習慣病予防健診の受診券発送時に、メタボ予防に関する情報提供を行い、健診受診者や各種健康教室参加者に対して、メタボや生活習慣病の予防、健康づくりの推進に向けた健康教育を行います。</p> <p>また、健康チャレンジ測定会参加者に対して健康づくり講座を実施し、自らの生活習慣を見直し、健康増進に向けた自主的な健康づくりを支援します。</p>
<p>○生活習慣病予防のためのその他の健康診査の実施 地域保健課/健康推進課</p> <p>各種の健康診査を実施し、メタボの予防、糖尿病・循環器疾患の予防、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療をめざします。</p> <p>①長寿健診（後期高齢者医療制度加入者） ②生活習慣病予防健診（40歳未満の該当年齢の区民） ③福祉健診（40歳以上の生活保護受給者等）</p>
<p>○健康相談（保健・栄養） 健康推進課/長崎健康相談所</p> <p>生活習慣病やその他、生活・食事の改善が必要な方に対して、相談者の生活習慣を確認しながら個別に健康相談を実施します。</p>
<p>○糖尿病の発症予防及び重症化予防 国民健康保険課/地域保健課</p> <p>糖尿病を予防する生活習慣などに関する正しい知識を普及します。</p> <p>また、各種健診を実施した結果、ハイリスクグループを選定し、集団健康教育、食生活・運動等の生活習慣改善、適正体重維持等の保健指導や未受診者への受診勧奨を実施し、糖尿病の発症予防及び、重症化予防を推進します。</p>

ii) たばこ・COPD・アルコール対策

◇主な事務事業

<p>○禁煙・受動喫煙防止対策の推進 健康推進課/長崎健康相談所/地域保健課/生活衛生課</p> <p>特定健診等、区の健診受診券発送時及びホームページ・広報等を通じ、禁煙に関する情報を提供します。また、飲食店向けの受動喫煙防止ステッカーの配布など、受動喫煙の防止をすすめます。</p>
<p>○区内小学校・中学校における健康教育 指導課</p> <p>小中学校の保健体育の授業等において、たばこ・アルコールの健康への影響についての教育をすすめます。</p>
<p>○COPDの普及啓発と禁煙指導 健康推進課/長崎健康相談所/地域保健課</p> <p>生活習慣病予防健診受診者や母親学級・乳幼児健診等の参加者に対して、たばこの健康への影響及びCOPDと喫煙の関係について正しい知識を啓発していきます。また、COPDの予防事業として既の実施している専門医による講演会や、公害認定者を主とした区民を対象とする健康相談を継続して実施していきます。</p> <p>そして、禁煙希望者に対しては、個別の禁煙指導を実施し、禁煙支援を行います。</p>
<p>○適切な1回当たりの飲酒量に関する普及啓発・個別指導 健康推進課/長崎健康相談所</p> <p>生活習慣病予防健診受診者や母親学級参加者に対して、健康を害するお酒の量と適切な1回当たりの飲酒量などの適正飲酒を啓発していきます。また、健康相談においても個別指導を実施します。</p>

(2) 健康づくりの推進

① 栄養と食生活

◇主な事務事業

<p>○乳幼児期（0～5歳） 健康推進課／長崎健康相談所／保育課／指導課</p> <p>子どもの食生活指導を行うとともに、子どもを通して家族の食生活改善指導・情報発信等を進めます。また、家族と一緒に楽しく食事をすることやマナーや挨拶も含めた食生活全般の指導をします。</p>
<p>○児童・生徒期（6～15歳） 地域保健課／指導課</p> <p>成長期にある子どもたちにとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要です。学校では、子どもが食について関心をもち、健康にとって好ましい食生活や食を大切にする心を育てるため、給食の時間をはじめ、各教科や総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通して推進します。また、広く家庭や地域と連携を深め、児童・生徒が日常生活で実践していけるように指導の充実を図ります。</p>
<p>○学生世代（16～22歳） 地域保健課／健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>健康と食事の関係に興味をもち、自分に適切な量と質の食事を選択できる能力を身に付けられるよう、支援します。また、食や栄養に関連する学部の学生を中心とした食育活動を支援します。</p>
<p>○ヤング世代（23～39歳） 地域保健課／健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>単身世帯は、食事のバランスをとる食事術を習得し、また、ファミリー世帯には、家族全体の健康が配慮できるよう、幅広いライフスタイルに応じたバランスの良い食事をめざした取組みを推進します。</p>
<p>○ミドル世代（40～64歳） 地域保健課／健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>生活習慣病改善や健康保持・増進など、健康状態に応じた食生活や適正な栄養素（食物）の摂取を中心とした、食生活の改善を支援します。</p>
<p>○シニア世代（65歳以上） 高齢者福祉課／地域保健課</p> <p>高齢になると食事の量や回数に個人差がでます。一人ひとりの健康状態に合わせた食生活の支援を実施するとともに、楽しみながらの食事ができる機会を持つことを推進していきます。</p>

② 身体活動・運動

◇主な事務事業

<p>○健康づくりのための身体活動の推進 学習・スポーツ課／地域保健課／健康推進課／長崎健康相談所 運動不足などからくる生活習慣病を予防するため、気軽に健康づくりに取組むきっかけづくりや日常生活の中で身体を動かす習慣づくりを支援します。</p>
<p>○スポーツ施策の総合的・計画的な推進 学習・スポーツ課 2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、一層のスポーツ施策の推進を図るため、「豊島区スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいきます。</p>
<p>○生涯楽しむ運動やスポーツへの参加支援 学習・スポーツ課 スポーツやレクリエーションなどの運動に関する大会実施を支援するとともに、子どもから高齢者まで生涯スポーツを楽しむための取組みを進めます。特に、運動の頻度が少ない働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の創出や身近なスポーツ実践の支援に取り組んでいきます。</p>
<p>○区立スポーツ施設の整備 学習・スポーツ課／施設計画課 区民が安心して運動やスポーツを楽しめる施設や環境を整備します。 旧第十中学校跡地に、サッカー、ラグビー等の多目的な競技に対応した野外スポーツ施設の整備を検討します。</p>
<p>○スポーツドクターによる健康相談事業 学習・スポーツ課 区立体育施設において、個人の健康度に応じたスポーツドクターによる運動指導など、指定管理者のノウハウを活かしたプログラムを実施し、健康づくりのための自己管理を支援します。</p>

③ 子どもの健康

◇主な事務事業

<p>○こんにちは赤ちゃん事業 健康推進課／長崎健康相談所 母子保健法による新生児訪問を拡大し、児童福祉法による乳児家庭全戸訪問に向けた家庭訪問と乳児健診時面接の充実を図るとともに、未訪問者や未健診者のフォロー対応により乳児家庭全戸把握に努めます。 また、育児不安の強い親（養育者）を早期に把握し安心して子育てができるよう支援します。</p>
<p>○子ども事故予防センター運営など事故予防の啓発 健康推進課／長崎健康相談所 子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるため、池袋保健所の子ども事故予防センター（キッズセーフ）を活用し、家庭内の事故予防に関して普及啓発に努めます。</p>
<p>○乳幼児の健診 健康推進課／長崎健康相談所 乳幼児健診を実施し、疾病や障害を早期に発見し、治療、療育に結びつけていきます。また、保健に関する相談、助言を行い、乳幼児の健全な成長を支援します。</p>
<p>○「早起き・早寝・朝ごはん・外遊び」についての普及・啓発 健康推進課／長崎健康相談所 子どもの基本的な生活習慣の確立と健康づくりのために、健診や子育て相談・教室の機会に、「早起き・早寝・朝ごはん・外遊び」についての普及啓発を行います。</p>
<p>○妊産婦保健対策 健康推進課／長崎健康相談所（再掲：P.246） 母子健康手帳の交付、妊婦健診、妊産婦歯科健診、妊産婦訪問指導、母親学級、パパ・ママ準備学級等の実施により、出産、育児に関する支援を行います。 また、母子健康手帳交付時に「としま育児支援サポート手帳」を発行し、切れ目のない支援を図ります。</p>

<p>○子育て相談・健康教室 健康推進課／長崎健康相談所 離乳食講習会や歯科衛生相談、出張育児相談等様々な育児に関わる相談に対応するとともに、家族の健康を支援します。</p>
<p>○としま育児サポート手帳・としま育児サポーター 健康推進課／長崎健康相談所 子どもの健やかな成長と安心子育てを支援するための手帳です。パパ、ママからのメッセージはもちろんのこと、おじいちゃんおばあちゃんや支援者からのメッセージも記録できます。結婚・妊娠・子育てのサポートが切れ目なくつながるツールとして活用を勧めていきます。</p>
<p>○子育てに関する関係機関との連携 健康推進課／長崎健康相談所 発育や発達の問題、不適切な養育環境などの改善に向け、関係機関との連携を図ります。 「としま見る知るモバイル」を活用し、結婚・妊娠・出産・子育てと切れ目のない情報提供を行います。 ※「としま知る見るモバイル」：お子さんの誕生日を登録すると、自動計算された予防接種の接種時期の事前通知、健診やイベント案内の情報提供をします。そのほか結婚、妊娠前、妊娠中の女性が知っておきたい情報を積極的に掲載する他、掲載情報について匿名でメール相談もできます。</p>
<p>○学齢期の運動 指導課 各種の運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにすることで、生涯にわたって運動に親しむ資質や態度を育成します。 ◀「一校一取組」運動への取組み（学校の特色ある取組みを全校で実施）▶ 取組みを通して、運動の楽しさや喜びを味わうことで、学校における運動の日常化を図り、それを家庭生活（日常生活）の中にも積極的に取り入れるようにします。 （主な取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縄跳び（大縄、短縄、ダブルダッチ） ・持久走（〇分間走） ・校内マラソン大会 駅伝大会 ・体育、運動朝会の開催 ・委員会活動（運動委員会）として、「全校遊び」の実施（小学校）

④ 高齢者の健康

◇主な事務事業

<p>○高齢者の生きがいづくりの支援 高齢者福祉課 介護予防サポーター養成講座を通じ、各種介護予防教室介護予防サロンのサポート活動や、高齢者元気あとおし事業による介護保険施設などでのボランティア活動など社会参加を希望する高齢者を支援します。</p>
<p>○健康づくりと介護予防 高齢者福祉課／地域保健課 体力の衰えを感じている虚弱高齢者を対象に運動の習慣化を図り、転びにくい体力づくりの機会の創出に努めます。合わせて、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防の取組みとして定着化を図ります。 また、高齢者が参加しやすい認知症予防プログラムや、認知症の方々に対する理解を深めるため認知症サポーター養成講座を広く展開していきます。</p>
<p>○地域の連携協働による高齢者の健康づくり 高齢者福祉課 区民の身近に利用できる施設での取組みを充実するため、関係部署、地域との連携を図り機会の拡大に努めていきます。</p>
<p>○長寿健診の推進 地域保健課 後期高齢者医療制度加入者への健診を推進します。健診受診率向上をめざして、区医師会をはじめ、他機関と協力しながら、受診勧奨に取り組めます。</p>
<p>○予防接種の推進 健康推進課 高齢者の肺炎のり患及び重症化を予防するため、区医師会と協力し、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の定期予防接種の接種率向上をめざします。</p>

⑤ 歯と口腔の健康

◇主な事務事業

<p>○乳幼児期のむし歯予防 健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>乳児（3～4 か月）健診、1 歳 6 カ月児健診、3 歳児健診、歯科衛生相談（4 歳未満児）において歯科健診、保健指導を実施し、歯科医師の指示があった方で希望者に対しては、予防処置（フッ素塗布等）を行います。また、保育園や地域の区民ひろば（児童館）等においてもむし歯予防の啓発・歯磨き指導を行います。さらに、フッ化物配合歯磨剤等の家庭での正しい使用方法の普及に努めます。</p>
<p>○妊産婦の歯科健診および歯科保健指導 健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>妊産婦の歯科健診を推進するために、身近な歯科診療所で受診できる体制を整備します。妊娠中は歯科疾患にかかりやすいため、母親学級などの機会をとらえて、歯科保健指導を実施し、口腔ケアの大切さ、むし歯予防や歯周病予防について啓発を図り、妊婦の健康管理を支援します。また、妊娠した女性に配布する「母と子の保健バッグ」に妊娠中の歯科衛生に関するチラシ等を入れることで妊婦およびその子へのむし歯や歯周病予防の啓発をしていきます。</p>
<p>○学齢期におけるむし歯、歯周病の予防 指導課／学務課</p> <p>「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、「歯と口腔の健康づくりに関する教育プログラム」を策定し、平成 26 年 4 月より本プログラムを実施しています。歯と口腔の健康づくりについて学習することにより、子どもたちが自ら考え、実践できるようにするとともに、生涯にわたって健康な生活を送る素地を培うことをねらいとしています。</p>
<p>○高齢期の口腔機能維持・向上 地域保健課／健康推進課／長崎健康相談所</p> <p>歯周病は、生活習慣病として認定されている歯科疾患であり、壮年期以降において歯の喪失の最大の原因になっています。</p> <p>歯周病の予防や進行の抑制には、正しい歯磨き習慣と歯間清掃用具を使用する習慣が大切であり、高齢者に対する口腔ケア（舌体操・唾液腺マッサージなど）教室は誤嚥性肺炎の発症予防や口腔機能低下に役立ちます。</p>
<p>○障害者・要介護者への口腔ケア 地域保健課／歯科医師会</p> <p>一般の歯科診療所では治療困難な障害者と要介護者のため、区と豊島区歯科医師会が協同で豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」を開設し歯科診療、歯科相談、歯科衛生指導等を実施しています。また、区と豊島区歯科医師会が協働して、全国に先駆けて実施している訪問歯科診療システムを基盤に、さらなる地域歯科保健医療の推進を検討します。</p>

⑥ 地域のつながりの醸成（ソーシャル・キャピタル）

◇主な事務事業

○健康づくり活動の裾野の拡大 関係各課

社会参加のきっかけ作りの取組みを行うことで、区民の相互扶助や地域のつながりを強化し、地域社会全体として区民一人ひとりの健康づくりを支援する社会環境の整備を進めます。

健康づくりのためのグループ活動や趣味サークル等、自主的なグループによる健康づくり活動を支援します。また、健康づくり講座等の修了者が健康づくりを継続できるよう支援します。

○としま健康チャレンジ！事業 地域保健課

「いつでも、だれでも、どこでも」をモットーに、区内スポーツ施設、民間企業、団体、区民グループ等で健康づくり応援団を結成するとともに、他部署との連携を図り、ポイント制を基本としたマイレージ制度を導入し、区民が継続して参加できる健康づくりを支援します。

○健康づくりに関する情報の周知 地域保健課

健康づくりグループ活動に必要な情報や、グループの活動内容について、広く区民にPRします。さらに、健康づくりに役立つ情報を提供するホームページを構築します。また、企業・団体等と連携を図り、区民の健康づくりへの関心を高めます。

(3) 健康危機管理の強化

1) 健康危機への対応

① 健康危機管理体制の整備

◇主な事務事業

<p>○健康危機管理体制の検証・整備 地域保健課</p> <p>豊島区健康危機管理マニュアルに基づく各体制を検証し、マニュアルを適宜見直し、教育、訓練の実施など、その実効性の確保に努めます。</p>
<p>○関係機関との連携強化</p> <p>地域保健課／防災危機管理課／防災危機管理課（危機管理担当）</p> <p>防災危機管理課、防災危機管理課（危機管理担当）と連携し、警察、消防、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関との情報連絡体制を確立し、情報集約機能や情報提供体制を強化します。</p>
<p>○区民への適切な情報提供 地域保健課</p> <p>タイムリーで適切な情報が提供できるように、ホームページや広報等を通じて、情報発信を行います。</p>

② 新型インフルエンザ等対策

◇主な事務事業

<p>○対策マニュアルの策定 地域保健課／健康推進課／防災危機管理課（危機管理担当）</p> <p>「豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき「新型インフルエンザ等対策マニュアル」を策定します。また、新型インフルエンザ等発生時に、必要な保健指導ができる体制や「相談センター対応マニュアル」を整備します。</p>
<p>○地域医療体制の整備、協議会の設置 地域保健課／健康推進課</p> <p>地域医療体制をはじめとする具体的対策を区医師会や関係機関と連携・協議して実施するため、「豊島区新型インフルエンザ等対策推進協議会」を設置します。</p>
<p>○予防接種（特定接種・住民接種）実施体制の構築</p> <p>健康推進課／防災危機管理課（危機管理担当）</p> <p>ワクチン接種により個人の発症や重症化を防ぐことは、健康被害を抑え医療体制を確保することにつながります。医療提供者や新型インフルエンザ等対策に携わる区職員等への特定接種及び区が実施主体となって実施する住民接種が円滑に行えるよう体制の構築を図ります。</p>
<p>○情報提供・共有の充実 健康推進課／防災危機管理課（危機管理担当）</p> <p>広報・ホームページ、講演会などを活用して新型インフルエンザ等対策に関する情報提供の充実を図ります。また、国や都等と連携して各種サーベイランスを実施し、最新情報を収集します。</p> <p>発生時には、個人の人権の保護に十分配慮し、都内・区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法などについて、迅速に情報提供します。また、医師会・区内病院・感染症指定医療機関・社会福祉施設・学校等と情報共有・連絡調整を図ります。</p>
<p>○発生に備えた訓練の実施</p> <p>地域保健課／生活衛生課／健康推進課／長崎健康相談所／防災危機管理課（危機管理担当）</p> <p>発生段階に応じた全庁的な訓練を実施します。また、関係機関とも連携・協議し、新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう対策訓練を実施します。</p>

○医療資器材の整備・備蓄 地域保健課／健康推進課／学務課

積極的疫学調査や接触者健診など防疫体制に必要な医療資器材を計画的に整備・備蓄していきます。また、区立小・中学校、幼稚園に新型インフルエンザ等対策消耗品の整備を行います。

③ 災害時の医療、保健衛生体制の構築

◇主な事務事業

○災害対策マニュアル等の整備

地域保健課／生活衛生課／健康推進課／防災危機管理課／防災危機管理課（危機管理担当）
 防災危機管理課、防災危機管理課（危機管理担当）と連携し、豊島区地域防災計画、豊島区国民保護計画、BCPに基づく災害医療、保健衛生活動に関わるマニュアルを整備します。整備にあたっては、要援護者対策（障害者、妊婦、乳児、慢性疾患罹患患者、外国人等）についても対応を検討します。

○緊急医療救護所の設置 地域保健課／防災危機管理課

発災時の負傷者のトリアージと軽傷対応をする緊急医療救護所の設置場所の検討、スタッフの配置、医療資器材、医薬品の備蓄等設置準備を進めます。

○発災に備えた訓練の実施

地域保健課／生活衛生課／健康推進課／長崎健康相談所／防災危機管理課
 発災を想定した訓練を実施します。また、関係機関とも連携・協議し、関係機関も参加する地域訓練を実施します。

○災害医療検討会議の実施 地域保健課／防災危機管理課

病院、区医師会、薬剤師会、歯科医師会などの関係団体や警察、消防を含めた会議体により災害医療体制の構築に向けた検討を行います。

○保健体制の整備 健康推進課／長崎健康相談所

迅速で適切な保健活動が展開できるように、上位の各種計画やBCPと整合性をはかりながら、組織内の体制整備、保健部門における活動マニュアルの作成及び周知を行います。

○衛生体制の整備 生活衛生課

災害発生を想定し、フェーズ区分における行動を明確化し、迅速かつ適切な衛生活動ができるように救援センター等における衛生活動マニュアルの整備を行います。

2) 感染症対策の強化

① 予防接種の推進

◇主な事務事業

○定期予防接種の接種率向上

健康推進課／長崎健康相談所／学務課／子育て支援課／保育課

乳幼児健診等の際に予防接種歴を確認し接種勧奨を行うとともに、幼稚園・保育園・学校などの関係機関と協力し、予防接種率の向上に努めます。特に麻しんについては、就学時健診時に接種の確認・勧奨を行い接種率の向上を図ります。

また、予防接種法改正の動向を注視し、定期予防接種の対象が拡大される場合には適切に対応していきます。

○任意予防接種の接種推進 健康推進課／長崎健康相談所

乳幼児健診等の際に予防接種歴を確認し接種を勧奨します。

i) 麻しん・風しん予防接種の経過措置

麻しん風しんの定期予防接種（1期・2期）を逃した18歳までの未接種者に対して未接種回数分の接種費用の助成（全額）を実施し、接種を促進します。

ii) おたふくかぜワクチンの接種費用助成（健康推進課／長崎健康相談所）

おたふくかぜの感染及び重症化を予防するため、1歳から就学前の小児にワクチン接種費用の一部助成を実施し、接種を促進します。

iii) B型肝炎ワクチンの接種費用助成

B型肝炎ウイルスの感染を予防するため、生後2月から12月に至るまでの児を対象に一人につき3回のワクチン接種費用の全額助成を実施し、接種を促進します。ただし、27年度は経過措置として2月から2歳に至るまでの児を対象とします。

② 結核対策

◇主な事務事業

○予防と早期発見 健康推進課

結核の重症化予防を目的としたBCG予防接種を実施します。

広報やホームページを通じて結核に関する正しい知識の普及に努めます。

路上生活者・生活保護施設入所予定者・生活困窮者や日本語学校生など、発症リスクの高い人の健康診断を実施し、患者の早期発見・早期治療に努めます。

○確実な治療の推進 健康推進課

結核患者の直接服薬確認療法（DOTS）を推進し、治療の完了を目的とした療養支援を行います。

「感染症の診査に関する協議会」の意見に基づき医療費の公費負担を実施し、結核医療の適正化を図ります。

③ エイズ・性感染症対策

◇主な事務事業

○早期発見と療養支援 健康推進課/長崎健康相談所

匿名方式による HIV 検査・相談を実施し、早期発見及び感染拡大の防止に努めます。
HIV 検査時にはコンドームの使用など性感染症の予防方法を指導し、検査陽性者に対しては受診できるよう支援します。また、パートナーに必要な情報提供などの支援を行います。
治療や療養を続けていく患者を支えるために関係機関との連携を図ります。

○正しい知識の普及啓発 健康推進課/長崎健康相談所

正しい知識の普及啓発の活動拠点として、エイズに関する図書や資料などを配備した「AIDS知ろう館」を運営、情報発信を行います。
若年層を対象としたエイズをはじめとする性感染症の予防教育を行います。

④ 感染症対策

◇主な事務事業

○情報提供の充実 健康推進課/長崎健康相談所/生活衛生課

広報・ホームページや講習会の開催などにより、感染症予防対策の普及啓発に努めます。

○感染症対策 健康推進課/生活衛生課

i) 感染症発生動向調査

感染症法に基づき、定点医療機関や医師からの対象疾患の発生届提出の徹底を図り、必要に応じて、発生動向調査を実施します。

ii) 情報の収集・分析

都や国の情報も迅速に収集し、収集した情報を分析し、区民への的確な情報還元に努めます。また、日本国外での流行状況にも注意し、旅行者や輸入食品・動物などを通じて日本国内に持ち込まれる輸入感染症の発生に備えます。

iii) 関係機関との連携・協力体制整備

感染症指定医療機関や豊島区医師会など関係機関との情報共有を図り、連携・協力体制を整えていきます。

iv) 発生時の対応

発生時には、上記 i) ～ iii) に加え、積極的疫学調査・接触者検診等を行い、感染拡大防止を図ります。

v) 予防接種

感染症予防のための法定・任意予防接種について、効果と副反応を含めた正しい知識の普及啓発に努めます。

3) 安全な生活環境の推進

① 食の安全対策

◇主な事務事業

<p>○食品衛生監視指導計画の策定および進行管理 生活衛生課</p> <p>区民・事業者・行政間の情報および意見の交換（リスクコミュニケーション）を行い、年度ごとに、より効果的な計画を策定し、数値目標に基づいた監視指導を行います。</p>
<p>○食品事故の防止 生活衛生課</p> <p>食中毒の発生を防止するために食品関係施設の監視指導を行います。食中毒が発生した場合には、速やかに患者や関係者の調査を行い、原因究明に努めるとともに東京都や他の自治体と連携し患者の拡大防止に努めます。また、原因施設に対して、営業停止、販売禁止および施設改善などの措置をとり、事故の拡大・再発防止を図ります。さらに、食品に関する苦情には迅速に対応し必要な調査を行います。</p>
<p>○食品衛生情報の提供および普及・啓発 生活衛生課</p> <p>区民の食に対する不安解消を図るため、タイムリーな情報発信を行っていきます。食品による危機発生の際には、ホームページ・広報紙、必要に応じて医師会等を通じて情報発信を行っていきます。また、広く区民に食の安全を普及啓発するために食の安全推進事業を行います。</p>
<p>○営業者による自主衛生管理の促進 生活衛生課</p> <p>東京都食品衛生自主管理認証制度の普及啓発に努めるとともに、食品講習会を通じ食品関係営業者に対し、自主管理の必要性を指導します。</p> <p>また、食品衛生推進員による、地域における食品衛生の向上及び食品等事業者等の食品衛生向上に関する自主的な活動を推進します。</p>
<p>○飲食店等の営業に関する許可等および施設の監視指導 生活衛生課</p> <p>食品衛生法や東京都食品製造業等取締条例等に基づき、飲食店、乳類・肉類・魚介類などの販売業、菓子などの製造業および集団給食施設などに対し許可や届出の事務を行うとともに、これら施設に対する監視指導を実施します。</p> <p>また、生食用牛肉の規格基準が設定されたことを受け、生食用牛肉を提供する飲食店営業及び食肉処理業・販売業を監視指導し食中毒を防止します。</p> <p>さらに、牛レバーの生食用としての販売・提供が禁止され、提供するなどの違反がないよう監視します。</p> <p>豚・鶏レバー、鶏刺しなどの肉を生あるいは生に近い状態で提供している場合は、提供の自粛を強く要請します。</p>
<p>○収去検査の充実 生活衛生課</p> <p>食品衛生法等で規格基準の定められている食品、器具・容器包装を収去検査し、安全確保に努めます。また、衛生管理状況の把握と事故防止の指導のため、調理人の手指などの現場簡易検査を実施します。</p> <p>さらに、区民から届出のあった疑義の生じた食品についても東京都と協力して検査を実施し原因を究明します。</p>
<p>○特別監視指導 生活衛生課</p> <p>食中毒の多発時期である夏季および多様な食品が短期間に大量に流通する歳末には業種別に一斉監視を実施します。また、夜間や休日に営業する施設も監視指導を実施します。さらに、行事や学校祭などで食品を提供する場合は、衛生的な取り扱いなどについて事前に指導します。</p>
<p>○適正な食品表示指導 生活衛生課</p> <p>製造または販売されている食品の表示について、年間を通じて監視を行い、表示が不適切な食品の排除を行います。</p>

② 飲料水の衛生確保

◇主な事務事業

<p>○維持管理方法の周知 生活衛生課</p> <p>広報や個別通知などの手段により、貯水槽水道および飲用井戸の所有者ないし管理者に対して貯水槽等の維持管理の方法について周知を図ります。</p> <p>また、特定建築物の所有者および届出者並びに管理者に対しては、講習会において衛生的な維持管理方法の周知を図ります。</p>
<p>○相談窓口の活用 生活衛生課</p> <p>飲料水の相談窓口を通じて、貯水槽および飲用井戸の利用者や管理者等に対して、衛生的な管理の重要性についての啓発を行います。</p>
<p>○汚染事故への対応 生活衛生課</p> <p>汚染事故に対して迅速な対応を図るとともに、汚染事故が起きる可能性がある場合に、所有者および管理者が行うべき対処方法・連絡等の周知を図ります。</p>
<p>○現場指導の実施 生活衛生課</p> <p>簡易専用水道、専用水道、特定建築物、貯水槽水道に対して、給水設備の異常の有無や適正な維持管理方法の実施について現場指導を行います。</p>
<p>○簡易専用水道の検査推進 生活衛生課</p> <p>簡易専用水道施設の所有者および管理者に対して、個別通知により、厚生労働大臣登録検査機関による設備検査実施の啓発を行います。</p>
<p>○水質検査の奨励 生活衛生課</p> <p>水質検査奨励月間事業により、水質検査の実施を通じて衛生的な飲用水に対する意識の向上と自主管理意識の醸成を図ります。</p>

③ 快適な生活環境の推進

◇主な事務事業

<p>○営業施設の衛生確保 生活衛生課</p> <p>理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プールなど環境衛生関係営業施設についての許可等を行うとともに、監視指導を行って、施設の衛生水準の向上を目指します。併せて、講習会などを通じて、営業者の公衆衛生意識の向上並びに施設の衛生水準の向上を図ります。</p> <p>また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する大規模な建築物に対し、その空調、排水などの維持管理状況について、立入検査、相談指導を行い、多くの人が利用する施設の快適さの向上に努めます。</p> <p>さらに、免疫力の低下した人が感染した場合に重症化することが懸念されるレジオネラ症の発症防止のため、営業施設に対する監視指導に加え、高齢者利用施設をはじめとする一般施設の衛生管理に対する相談・検査窓口の開設、情報提供や広報等の普及啓発活動を推進します。</p>
<p>○室内環境に関する相談対応や情報提供の充実 生活衛生課</p> <p>住宅の空気環境などに関する、相談、検査窓口の開設、広報等の普及啓発活動の推進により、快適な室内環境の実現を目指します。</p> <p>また、ねずみ・衛生害虫などの対処方法の知識について、衛生講習会や相談窓口を通じて、普及啓発活動を促進します。</p>

④ 医薬品等の安全性の確保

◇主な事務事業

<p>○医薬品等の適正使用、安全性についての普及啓発 生活衛生課</p> <p>パンフレット、ホームページ等の媒体により医薬品等の適正使用の啓発、医療機器等による被害の発生状況などの最新情報の収集および提供体制の整備を図ります。</p>
<p>○家庭用品の安全性の確保 生活衛生課</p> <p>家庭用品による健康被害防止の観点から、規制対象である繊維製品、家庭用化学製品を試買し、有害物質の含有量を検査し、健康被害のおそれのある家庭用品を排除することで、安全性を確保します。</p>
<p>○衛生講習会等の実施 生活衛生課</p> <p>医薬品の適正管理・薬剤師などの適正配置を確保するため、薬局などの経営者および管理者などを対象に、衛生講習会を実施します。</p>

⑤ 診療所等の安全性の確保

◇主な事務事業

<p>○有床診療所立入検査・指導 生活衛生課</p> <p>有床診療所および入院設備のある助産所に対し効率的で継続的な監視指導を実施します。</p>
<p>○診療所等に対する緊急情報の周知徹底 生活衛生課</p> <p>資料配布と区ホームページの併用により、診療所等に対し緊急情報の効率的な周知徹底を図っていきます。</p>

(4) 地域医療体制の充実

① 在宅医療・地域医療連携の推進

◇主な事務事業

<p>○在宅医療関係者の連携体制の構築 地域保健課</p> <p>在宅医療・介護関係者など多職種で構成される在宅医療連携推進会議、専門部会及び交流会を開催し、関係者の顔の見える関係づくりを行います。</p>
<p>○安心して在宅医療が受けられる環境の整備 地域保健課</p> <p>在宅医療を希望する人が安心して在宅医療を受けられるよう、人材育成や相談機能の充実を図ります。</p>
<p>○地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療と介護の連携推進</p> <p style="text-align: center;">介護保険課/地域保健課/高齢者福祉課/福祉総務課</p> <p>高齢になり医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得て、医療と介護が切れ目なく提供される体制づくりを進めます。</p> <p>また、ICTを活用することにより、在宅医療を支える医師をはじめとした多職種のスタッフが、リアルタイムで患者の状況や医療データ等を情報共有できる体制を構築できるよう、検討を進めます。</p>
<p>○認知症施策の推進 高齢者福祉課/地域保健課/介護保険課/福祉総務課</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を検討するとともに、認知症地域支援専門員を中心とした医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ります。</p>
<p>○ウイルス肝炎対策の充実 地域保健課/健康推進課/長崎健康相談所</p> <p>肝炎検査陽性者に対して、未受診者の受診勧奨を行い確実な受診へとつなげるとともに、医師会や専門医療機関等との連携を図り、ウイルス肝炎対策の充実に努めます。</p>

② 障害者歯科診療及び休日等の診療

◇主な事務事業

<p>○かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの普及啓発 地域保健課</p> <p>身近なかかりつけ医・歯科医・薬局を持ち、自身の健康管理に役立てる人が増えるよう、普及啓発を行います。</p>
<p>○休日診療 地域保健課</p> <p>休日や平日準夜間の急病に対処するため、区医師会、歯科医師会、薬剤師会、都立大塚病院と連携し、初期救急診療体制を確保します。</p>
<p>○小児救急医療事業 地域保健課</p> <p>夜間、休日の小児救急医療体制について、区医師会と連携し、区内医療機関においての実施を円滑に推進します。</p>
<p>○障害者（児）及び要介護高齢者に対する歯科診療事業等 地域保健課</p> <p>豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」において、一般の歯科診療所では十分な治療を受けることが困難な障害者及び高齢者に対する診療、相談、保健指導を行います。また、26年度に開設した歯科相談窓口の普及啓発に努めます。</p>

③ 適正な受診の促進と医療制度の周知徹底

◇主な事務事業

<p>○後期高齢者医療制度の周知 高齢者医療年金課 広報や区ホームページなどで制度に関する記事を掲載するとともに、制度説明用パンフレット等の配布を通じ周知を図ります。</p>
<p>○医療費通知の実施 国民健康保険課 健康への関心を深めてもらうため、国民健康保険で受診した医療費の額などをお知らせします。</p>
<p>○診療報酬明細書の点検充実 国民健康保険課 適正な診療報酬請求に基づく診療報酬支払いのため、点検の正確性を高め、効率化を図ります。</p>